

Vol.17 **3**月号  
March.2005



## CONTENTS

特集

指定管理者制度

巻頭随想

市町村リレーまちづくり夢づくり

合併コーナー

苦言提言

がんばっていま～す

電子自治体コーナー

イベントごよみ

やまなし   
自治の   
風





もみじホールは、文化・芸術の拠点として平成十六年八月に完成し、中央道上野原インターから車で約十分の国道二十号沿いにあり、広い駐車スペースを備えております。新庁舎に併設され、音響設備を備えた待望の文化ホール(通称…もみじホール)は、三百四十六席の客席を備え、



ベーゼンドルファーのピアノを設置し、このピアノを使つての「ラファエルゲラ・ピアノコンサート」等を十月に、三遊亭小遊三落語会を十二月に実施し大好評でした。施設内は、移動式観覧席を収納すると平土間のアリーナとして軽スポーツにも使えます。また、お茶会を行える和室、四室の楽屋、八つの会議室を備え

案内図

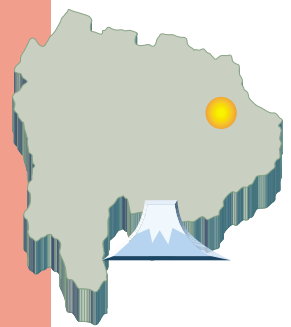


# もみじホール

多目的  
文化ホール誕生

ま  
ち  
自  
慢

上野原市



Uenohara-city

お問い合わせ先

上野原市教育委員会

TEL 0554-62-3237

FAX 0554-63-4772

所在地 上野原市上野原3832

十二月の三日・四日の両日には、恒例の文化協会主催の文化祭を、十一月二十三日には、センタープラザで農業まつりを開催し、展示や即売、健康相談を行い、大勢の方々が訪れました。



|              |                                  |    |
|--------------|----------------------------------|----|
| まち自慢         | 上野原市 もみじホール                      | 表2 |
| 巻頭随想         | ガバナンスの時代の地方自治                    | 2  |
| 市町村リレー 「鯉沢町」 |                                  | 4  |
| 特集 指定管理者制度   | 特集1 県における取り組み                    | 8  |
|              | 特集2 指定管理者制度への取り組み〈南アルプス市〉        | 12 |
|              | 特集3 地域振興事業「丘の公園」への指定管理者制度の導入について | 16 |
|              | 特集4 町営温泉運営に指定管理者制度を導入して          | 20 |
| 合併コーナー       | これからの市町村のあり方研究会中間報告              | 24 |
| 苦言・提言        | 議論は尽くされたか                        | 27 |
| がんばっていきまっす。  |                                  | 28 |
| 電子自治体コーナー    | 電子申請・受付共同システムの利活用                | 30 |
| 自治Q&A        |                                  | 32 |
| 市町村イベントごよみ   | 春らんまん、楽しさ満載                      | 34 |
| 市町村振興協会たより   |                                  | 36 |
| はつらつ！市町村職員   | 福島優子（昭和町） 編集後記                   | 表3 |



■表紙写真  
天津司の舞（てんづしのまい）  
小瀬町にある天津司神社に古くから伝わる日本最古の人形芝居とも言われる伝統芸能で、国の重要無形民俗文化財に指定されています。  
毎年4月10日（前）の日曜日に、小瀬町の天津司神社から隣の下の鍛冶屋町の諏訪神社まで、ご神体である9体の人形がおおみゆまし、舞が行われます。今年（4月10日）に行われます。  
（甲府市提供）

# 時の人

time&woman

## 近代的遺産を活かしたまちづくり

勝沼町は、日本のぶどうとワインの発祥地として、ぶどうづくり千三百年、ワインづくり百三十年の歴史と文化が息づく町です。江戸期には甲州街道の宿場町として栄え、明治以降もぶどうワイン産業の集積地として賑わいました。このため町内には、甲州ぶどうの発祥伝説を秘める大善寺ワイン発祥の歴史を伝える建物や資料館、ぶどうとワインの輸送手段に革命をもたらした中央線の旧トンネルなど、歴史的に価値のある「近代化遺産」が多く残されています。

これらの歴史的遺構を修復・復元し、後世に引き継ぐとともに、周遊散策ルートの整備などにより観光・産業施設として活用する新たな活性化構想を進めています。平成十六年度には県の「魅力ある観光地づくりモデル事業」の指定を受ける中で、鉄道遺産再整備事業等を行うこととしました。地域の活性化に向け、住民とともに勝沼町固有のぶどうワイン文化を大切にしたいまちづくりを進めていきます。



三森克弥さん  
（勝沼町産業課課長）  
（勝沼町新観光戦略／職員アロジエクトチーム チーフ）

巻頭

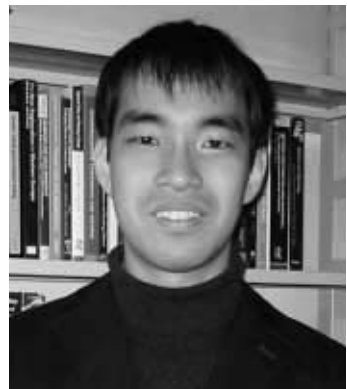
随

想

[Zuisou] YAMANASHI JICHInoKAZE 2005#17

山梨大学専任講師

藤原 真史



PROFILE

藤原 真史 Masafumi Fujihara

1973年島根県生まれ。2004年3月早稲田大学大学院政治学研究所博士後期課程満期退学。2003年4月早稲田大学政治経済学部助手、2004年4月山梨大学教育人間科学部講師。専門は、行政学、地方自治論。主な論文「パブリックインボルブメントとパブリックコメント」、「情報の共有化による説明責任の深化」など。

# ガバナンスの時代の地方自治

## はじめに

政府・市場・社会の関係のより良いあり方を探るために、近年、さまざまな概念が提起されている。それらの基底に共通して流れているのは、政府から政府以外へ、換言するならば「ガバナメント (governance)」からガバナンス (governance) という思潮である。すなわち、政府が担う領域の縮小を市場(企業)及び社会(市民)が担う領域の拡大によって達成しようとする潮流である。しかしな

がら、その具体的な到達点は必ずしも明確ではなく、まさに百家争鳴の状態にある。小論では、新たな時代の地方自治を構想するための手がかりを考えていくことにしたい。

## 歴史の中の 政府・市場・社会

歴史的に見れば、政府の役割は長らく非常に限定的なものであった。それが一変するのは、絶対君主を戴く国民国家の形成が始まっ

た近世のことである。富国強兵を推し進めるために、政府の機能が徐々に拡大していったのである。その後、自由放任主義の隆盛期には、安上がりの政府を是とする思潮が支配的な時期もあったが、産業革命の進展が生み出したさまざまな社会問題はそうした政府像の限界を露わにし、二十世紀には多様な公共サービスを供給する福祉国家が大きく花開くこととなる。「市場の失敗」を政府が予防し埋め合わせる時代が到来したのである。こうした推移に伴

い、何が公共であるかを政府が当然の如く解釈する場面が急増していった。公共サービスの提供は政府の責任という構図も、そうした文脈の中で定着していったのである。

だが、政府もまた万能ではなかった。経済の高度成長が過去の話となり税収が伸び悩む中で、行政の肥大化傾向や非効率性への批判がかつてないほどの高まりを見せることになった。今度は、市場ではなく、政府の失敗が大きくクローズアップされたのである。

「政府の失敗」に対する処方箋としてまず注目されたのは、市場メカニズムの活用であった。とりわけイギリスのサッチャー政権が推し進めた改革は、メイジャー政権・ブレア政権に引き継がれ、「ユニ・パブリック・マネジメント」(NPM)として理解される思潮に結実し、今日では世界的な流行を見ている。独立行政法人制度や政策評価制度など、日本の行政改革に及ぼした影響も大きい。

しかし、かつての「市場の失敗」は本質的に克服されたわけではない。「政府の失敗」への反動で市場メカニズムが脚光を浴びたものの、政府が解釈し担ってきた「公共」を市場に全面的に委ねることは、たとえ不可能ではないとしても望ましいことは到底思われな。そこで注目されるのが、政府と市場の歴史的なせめぎ合いの中で傍流に追いやられていた感のある社会でありそれを構成する市民である。

## ガバナンスの時代の 政府・市場・社会

一九九〇年代に入ると、「市民社会のルネサンス」が盛んに議論されるようになった。この時期市民社会が注目を集めた背景には、旧東欧諸国における民主化の問

題と並び、自由民主主義諸国における「民主主義の機能不全」という問題があった。逆説的ではあるが、政治参加の拡大とともに市民の政治的有効感覚が薄れていき、政府の正統性そのものが疑問視されるようになってしまったのである。政府や市場の失敗への対処とともにこうした正統性の危機を打開するためにも、市民が「公共」を担うことが重要となってくる。その具体化のために参考になるのが、ガバナンスという概念である。

ガバナンスは、用語自体の歴史こそ古いものの、政治学や行政学の分野で活発に用いられるようになったのは比較的最近のことである。ガバナンスの定義は論者によつて異なり必ずしも共通の理解が確立されているわけではないが、本論との関わりで言えば、政府の役割の相対的な縮小とそれに対応する市場・社会の役割の拡大、政府・市場・社会のパートナーシップ(協働)の確立、この二つが重要な柱となる。政府と市場の失敗が問題にされる中では、とりわけ社会を構成する市民の力の伸張こそが鍵となる。地方自治の場を想定すると、地方自治体の守備範囲の縮小と市民・NPOや企業による公共サービス提供の拡大、地方自治体と市民・NPO

や企業が対等な立場で協力して事業を実施する機会の拡大、といった姿がガバナンスの時代の目標点と言える。ただし、ガバナンスのあり方は決して一定ではない。地域によつて、あるいは課題に応じて、実に多様な形態をとりうる。地方自治体を中心となることもあれば、市民・NPOや企業が主導的役割を果たすこともある。

ただ、忘れてはならないのは、社会やガバナンスもまた万能ではないという点である。実際、各地で盛んに試みられているパートナーシップの分析を通して、責任の配分の不明確さ、説明責任の不十分さ、当該事業の既得権益化などさまざまな課題が指摘されている。政府や市場と同じく、「社会の失敗」や「ガバナンスの失敗」もまた意識せねばならないのである。

## 鍵となる討議の場の拡充

結局のところ、究極のガバナンスというものは存在しなさそうである。大切なのはまず、ガバナンスを担う政府・市場・社会がそれぞれ成功もしつるし失敗もしつるという点を認識することである。その上で、それぞれの地域で具体的な政策毎にどのようなガバナンスの姿を追求すれば政府・市

場・社会の失敗を最小化し成功を最大化しうるのか、言わば最適解を不断に議論していくことが求められる。議論を通して自ずと、これまで主として政府が担ってきた「公共」の新たなあり方も集約されてこよう。

そうした議論を進める際に参考となるのが、討議への参加者の選別がない、参加者のとりうる選択肢に事前の制約がない、継続的な議論が保障されている、参加者に最終的な決定権がある、こうした要件を満たす討議を理想とする。ガバナンスの時代の地方自治の成否は、こうした理想型を念頭に有効な討議を行う場をいかに構築していくことができるのかにかかっているとされる。各地域において、市民・NPOや企業とともに、とりわけ依然圧倒的な存在感を保つ地方自治体の関係者の取り組みが期待される。

# まちづくりの夢づくり

[shityouson relay]



春、大法師山の二千本の桜が咲き誇る。

## ナイス・タウン

### 鯀沢をめざして

# 鯀沢町



昔、信州長野県の高遠町では塩のことを「鯀沢」と呼んでいたそうです。

それは鯀沢が江戸時代から明治に富士川舟運の河岸として栄え、遠くは赤穂浪士で有名な兵庫県赤穂市や駿河で作られた塩が鯀沢で陸揚げされ、「鯀澤塩」として信州の高遠まで運ばれて行ったからだと言われています。

葛飾北斎の浮世絵や、落語鯀沢にも往時の隆盛を偲ぶことができます。

「鯀沢に行けば何かしら仕事がある」という交易の中心部であり、人、物、そして活気にあふれ、甲州一円では甲府に次ぐ商いの町でした。

現在は、国道五十二号を軸として市街地が形成されており、峡南広域市町村圏の要の位置にあり、国・県の行政サービス機関が

集中しています。

町の北西部及び南部は、赤石山系の山々に囲まれ、東部を富士川が流れる豊かな自然に恵まれた町です。

明治二十九年、県下に先駆けて町制を施行した鯀沢町は、今年町制施行百十年、新町発足五十年の記念すべき節目を迎えます。

本来であれば、「この五十年が区切りとなり、町村合併により新たに新町元年がスタートすること」を切望してはいたのですが、願いがなわず単独路線を余儀なくされてしまいました。

これからは、今まで以上に各種事業を効率的かつ効果的に実施し、「福祉・教育・防災」を三本柱としたまちづくりを進め、誰もが思い実感できる、ナイス・タウン鯀沢を目指します。



# 山、川、渓谷によって

## 育まれている豊かな自然

### 「桜花爛漫」

鯉沢は、山梨県の中では暖かい地域です。

それは、富士川に沿って駿河湾岸の暖かい空気が運ばれてくるためだと言われています。

春を迎え、桜のつぼみが一つまた一つとほころび始めると、町全体が春一色に染まります。

そして四月、大法師山の二千本の桜が一斉に咲き誇り、町を彩ります。

頂を淡いピンクのわたぼうしのようにおおった桜は、富士川沿いの国道五十二号を行き来する車中の人々も思わず目をうばわれてしまつほどの見事さです。

大法師山の桜のすばらしさは多くの人々に認められ、平成二年に日本さくら会の会から「さくら名所百選」に認定されました。

鯉沢町のイメージとして町民が最も支持しているのもこの桜です。

四月初旬に行われる大法師さくら祭りは、毎年五万人の花見客で賑わいます。

一年を通して町が一番活気づく時期です。

### 「紅葉と渓流」

鯉沢の四季はゆくりと、しかし足早に過ぎていきます。

そして自然の色彩はドラマチックに変化します。

大柳川の楓が冷たく澄んだ空気に洗われて、青空を背に真紅に染まるのです。

錦に色づいた山々を背景に、十本の吊り橋と美しい滝が点在する遊歩道はのんびり散策しながらもみじ狩りが満喫できます。

十一月には、ここ大柳川を舞台に、やすらぎの里もみじ祭りが開かれ、紅葉と渓流のせせらぎが訪れる人々の心を和ませてくれます。

### 自然の中の

#### 癒しのスポット

大柳川に抱かれた豊かな自然を満喫した後は【かじかの湯】で癒しのひととき。

「つくって、たべて、かじる」「つくたへかん」でふるさとの味、日本伝統料理を満喫。

# 時の継承

## 伝統と文化は大切な財産

町民一人ひとりにとっても、町にとってもかけがえのないもの。

そう、町に今もなお受け継がれてきた伝統と文化、この「財産」を顧みること、そしてこれを守り、未来へ残していくことがまちの活性化への道標です。

小さな町ですが、そこには自信と誇りをもってがんばっている人たちがいます。

### 「鯉沢ばやし」

「無形文化財なのでやる人がいなければなくなってしまう。

自分たちが若い人たちを何とか引っぱって行って、いつかまた山車の上で演奏したい。」

小さい頃、山車の上で太鼓を叩いた時の、夢のような体験が忘れられず、保存会の一員となってこの文化を未来へ残そうとがんばっている青年たちがいます。

今では、鯉沢中学校の生徒に、総合的な学習の一環として指導を行い、学園祭等で披露しています。



ふるさと鯉沢の音「鯉沢ばやし」

### 「はしご乗り」

毎年一月、消防出初式の日に行われるはしご乗りは、まさに鯉沢町の伝統芸能の一つです。

現在、町消防団員がはこの製作から演技の披露まで、すべてを行っています。

県内でもとび職人など高いところを得意としている人たちが、演技を行っているところはみかけますが、地元消防団員が演技しているのは鯉沢町だけです。



消防団によるはしごのり

町消防団に伝えられる、「はしご」乗りの演技種目は、「遠目の型」、「かんたん夢の枕」、「鯨」、「吹き流し」など十数種類があり、演技も、まじりの振り方もすべて先人から引き継いできたものです。

昔は威勢よくはしごに乗って演技をしていた消防団幹部は、鯨に伝わる、絶やしてはいけない無形文化財です。これからも若い団員を育てていきます。」と、熱く語ります。

毎年、出初式で披露した後、町内を二十箇所ほど回り演技を披露すると、新春の空に威勢よく舞う演技に、見ている人からは大きな掛け声と拍手が送られます。

団員はその年の「火の用心」を祈願しながら演技を続けます。

新春の恒例行事として、多くの町民に親しまれている伝統芸能です。

## 「雨畑硯」

硯に関しては、ここ鯨沢が日本の中心です。

しかし、世間では硯の本場といえは中国というのが一般的で、国内にもすぐれたものがあると、アピールしてもなかなか浸透できないのが現状です。

日本一の石と日本一の技術があるという誇りは、簡単にくずれ消えるものではありません。

「自分たちがいい作品を作り続けていくことが、先人から引き継いできた伝統技術を、将来へ残していくための一番大切なことであると信じてやっています。」と、次代を担う若手の職人さんが語っています。

そのほかにも、百年以上の歴史がある四台の「山車」、全国的にもめずらしい郷土料理である「みみ」、小正月に行われる「どんど焼き」や「獅子舞い」、初代三遊亭円朝師匠の演ずる落語「鯨沢」など、大切な伝統文化という財産があります。

## 繁栄の灯を再び

### 好きです、かじかざわ

「少子高齢化」や「過疎化」が進行し、町の活力や個性を代表する「顔」として栄えてきた中心市街地の商店街では、「後継者の不在」という深刻な問題を抱え、かつて富士川舟運で繁栄をきわめた時代の華やかさは感じられなくなってきました。

さらに、現国道五十二号に代わる新たな主要幹線である「甲西バイパス」が開通すれば、現在より効率的に南北の移動が可能になる反面、商店街にとっては、集客ルートの一つを失ってしまい、その受ける影響は大きなものがあるのは事実です。

そこで、これから町はどう変化していくのかという不安や課題に背を向けず、アイデアを出し合い、解決に挑戦していこうという主旨のもと、平成十二年に「中心市街地活性化基本計画」を策定しました。

これは次の三つを活性化の鍵として取り組んでいこうとするものです。

- 一 国道五十二号の現道整備に伴う沿道商店街の整備
- 二 広域行政サービス機能を核としたシビックコア地区整備
- 三 鯨沢独自の舟運の歴史や自然資源を活用した整備

人に優しい賑わいのある商店街の形成、都市機能の核となる広域行政拠点機能の整備、さらに鯨沢の歴史性も活かしたまちづくりの一体的な推進が期待されます。

今、かつての活気を取りもどすべく、挑戦という機運が生まれています。

「本気、やる気、根気」、この三つの気が鯨沢の未来を創造するためのキーワードです。

そして、誰もが「好きです、かじかざわ」と自信をもって言える、また誰にでもそう言われるまちづくりを目指します。



# やまなし 自治の風

## 特集

# 指定管理者制度

平成十五年九月に指定管理者制度が施行されてから二年半を経過した。管理委託制度からの移行に係る経過措置として三年の猶予期間が設けられてはいるが、十八年度当初から当該制度をスタートさせるならば、移行のために残された期間は、余すところ一年。

現行制度により出資法人等に管理委託している施設は勿論、直営で管理している施設についても、管理の在り方に係る総合的な点検を実施しながら、関係条例の改正や指定管理者の指定など、移行に向けての諸手続きを、円滑に進めていくことが必要である。

今回は、指定管理者制度への取り組み事例と当該制度により施設管理を実施している事例を紹介する。

### 「特集1」県における取り組み

県新行政システム課 守屋 守

### 「特集2」指定管理者制度への取り組み（南アルプス市）

南アルプス市総務課 櫻本 一幸

### 「特集3」地域振興事業「丘の公園」への指定管理者制度の導入について

県企業局業務課 渡邊喜彦

### 「特集4」町営温泉運営に指定管理者制度を導入して

三珠町企画観光課 内藤 一仁

# 県における取り組み

Mamoru Moriya

守屋 守

県新行政システム課

特集

1

## 指定管理者制度が

## 導入された背景

公の施設の管理委託先は、その公平で平等なサービスの提供と適正な管理を確保するため、公共団体や一定の出資法人等に限定されてきました。

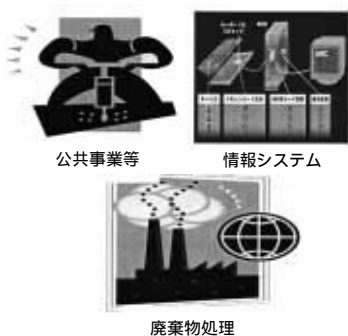
しかし、近年では、公共サービスと同種・類似のサービスより質の高いサービスを提供している民間の施設も増加しており、公共側においても多様化する住

民ニーズに効果的・効率的に対応していくため、民間が有するノウハウを積極的に活用していくことが求められてきていました。

また、政府の総合規制改革会議などにおいて、公共サービス分野における官民の役割分担の再構築などの提言も行われてきたところです。

このような背景の中で、民間

### 民間活力の導入が進んでいる分野



### 民間活力の導入について

従来、国や地方公共団体が実施してきた公共事業や公共サービス

↓  
民間のノウハウや資金を導入

公共事業や公共サービスにおける官民の役割分担の見直し

↓  
効果的、効率的な行政経営の実現

のノウハウや資金を活用する手段として、いわゆる「PFI法」(平成十一年)や「地方独立行政法人法」(平成十五年)とともに、平成十五年六月には地方自治法が改正され、「指定管理者制度」が導入されることになりました。

在、公の施設を設置し、出資法人等へ管理委託を行っている地方公共団体において、特に制度の効果的な導入に向け具体的な事務手続きなどへの、迅速かつ適切な対応が求められています。

**PFI**  
従来、公共部門が提供していた公共サービスについて、公共施設等の建設から管理・運営までを一体的に民間事業者が行い、県はその対価を支払う。これにより民間の資金とノウハウを活用し、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図ることを目的としている。

**地方独立行政法人**

公共上の見地から確実に実施されることが必要で、地方公共団体が直接実施する必要のない事務・事業について地方公共団体とは別の法人格を有する団体(地方独立行政独立法人)を設立し、適正な事後評価と見直しを行うことにより、業務の効率性やサービス水準の向上を図ることを目的としている。

## 指定管理者制度の概要

### 概要

指定管理者制度については、既に「自治の風」の昨年九月号「自治Q&A」で取り上げられています。あらためてその概要についてご紹介させていただきます。

指定管理者制度は、平成十五年六月の地方自治法の改正により、公の施設の管理に関して、従来の管理委託制度に替わって導入された制度で、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図る



とともに、経費の節減等を図ることを主な目的としているものです。

また、経過措置として、改正前の規定に基づき管理委託を行っている公の施設については、三年以内(平成十八年九月一日ま

で)に設置管理条例の改正などを行い、指定管理者制度へ移行することが必要となります。

指定管理者制度とこれまでの管理委託制度の概要は左のとおりです。

|                 | 指定管理者制度   | 管理委託制度   |
|-----------------|---|--|
| 公の施設の管理(代行)可能な者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法人その他の団体(個人は不可)</li> <li>(営利企業等民間事業者も可能)</li> <li>議会の議決を経て指定</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>出資法人、公共団体、公共的団体等法令により限定された団体</li> <li>(営利企業等の民間事業者は不可)</li> </ul>                         |
| 管理に関する権限、業務の内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>条例に規定された管理・業務の範囲において管理を代行する。</li> <li>管理権限を指定管理者に委任することとなるため、行政処分を行うことも可能となる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の管理権限の下で、委託された管理業務を執行する。</li> <li>施設の管理権限は地方公共団体が有し、管理受託者による使用許可は認められない。</li> </ul> |
| 自治体との関係         | <p>条例に基づく行政処分である「指定」によって生ずる。</p> <p>ただし、管理の詳細は「協定」等により明確にすることが必要</p>  | <p>委託・受託という法律、条例に根拠を持つ公法上の契約関係</p>   |

指定管理者制度の対象となる公の施設は、地方公共団体が設置する施設のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利

用に供するために設けられる施設とされており、次の要件を満たす必要があります。

**《公の施設の要件》**

- 区域内に住所を有する者の利用に供すること
- 住民の利用のために供すること
- 住民の福祉を増進する目的をもつこと
- 物的施設であること
- 地方公共団体が施設について何らかの権原(所有権等)を取得していること。



なお、公の施設の一般的な事例は、左表のとおりです。

|        |  |
|--------|--|
| 民生施設   | 保育所、母子寮、養護老人ホーム、老人福祉施設、介護センター、老人憩いの家、福祉会館、児童館、学童施設     |
| 衛生施設   | し尿処理施設、ごみ処理施設、下水処理施設、下水終末処理場、公衆便所、健康センター、火葬場、墓地        |
| 体育施設   | 体育館、陸上競技場、プール、野球場、サッカー場、武道館、キャンプ場                      |
| 社会教育施設 | 公民館、勤労青少年センター、青年の家・自然の家、図書館、美術館、博物館、資料館、小・中学校          |
| 宿泊施設   | 国民宿舎、その他宿泊施設   |
| 公園     | 公園（各種公園含む）   |
| 会館     | 市民会館、公会堂、文化センター、勤労会館、婦人会館、コミュニティセンター、集会所、商業センター        |
| 診療施設   | 病院、診療所、医療センター  |
| その他    | 消防センター、駐車場、駐輪場、NPOセンター、動物園、植物園、水族園、観光センター、子ども関連施設、医療施設 |

## 県における

## 取り組み

### 公の施設の見直し

本県における指定管理者制度の取り組み状況について紹介する前に、指定管理者制度の導入とは別に、既に取り組みを進めていた公の施設の見直しについて、その概要を以下に紹介します。

平成十三年度に、五十二の公

共施設を対象として計画的な改革を進めるため、「公共施設改革プログラム」を策定しました。

計画期間中である現在も引き続き取り組みが行われておりますが、この見直しにより、施設の廃止や市町村への移譲、統廃合

③

とともに、利用者に対するサービスの向上や管理経費の節減などの運営改善が進められるなど、大きな成果が得られています。

### 指定管理者制度へ

移行する対象施設  
このような取り組みなどを通じて、管理運営について民間委託を行う施設を整理しました。この結果、それらの施設については、新たに導入された指定管理者制度へ移行することとなりました。

### 公共施設改革プログラムの概要

県民へのより質の高いサービスの提供を目指して、公共施設の抜本的な見直しを行い、計画的な改革を進めている

|      |  |
|------|--|
| 計画期間 | 平成14年度～平成16年度                              |
| 対象   | 県が設置し、広く県民が利用する、貸館施設、公園施設等の52施設            |
| 視点   | ○設置や運営主体などの施設のあり方<br>○効率的な運営方策<br>○利用率等の向上 |

### 施設の抜本的な見直し

### 施設運営に当たっての改善

廃止・統廃合

民間委託

移譲

目標数値の設定

- 利用率やサービスの向上
- 収入及び支出

利用料金制の導入

### 指定管理者制度導入施設の整理

公共施設（公の施設）

施設の在り方の見直し

廃止・統廃合

民間委託

移譲

直営

指定管理者制度

指定管理者の導入に向けた具体的取り組み  
県においては、平成十五年十月に庁内各部署の担当者で構成する「指定管理者制度に関する庁内連絡調整会議」を設置し、導入に向けた検討を進めた結果、昨年八月に県の設置する公の施設への制度の導入や指定管理者の指定手続きなど、指定管理者

制度を導入するにあたっての基本的な考え方を定めた「指定管理者制度の導入に向けた基本方針」を策定しました。  
その概要は左表のとおりです。  
なお、「丘の公園」については、基本方針とは別に先行して導入を進めており、既に、昨年四月から指定管理者制度へ移行しています。

基本方針の策定後は、具体的な事務手続きを進めるため、施設の所管課と新行政システム課が対応方法などについてさらに協議・検討を行い、四十七の公の施設が平成十八年度（そのうち四十六施設は四月）から指定管理者制度に移行することになり、二月議会において設置管理条例の改正案等について上程したところ

【基本方針の概要】

- 1 指定管理者制度へ移行させる公の施設  
現在管理委託している施設は、原則として平成十八年四月から移行する。  
公共施設改革プログラム等に基づき、移譲等の協議を行っている施設は引き続きその取り組みを進める。
- 2 設置管理条例の改正  
設置管理条例の改正は、原則として平成十七年二月議会で行う。
- 3 指定管理者の募集方法  
指定管理者の募集は、原則として公募により行う。  
ただし、特別の事由がある場合には、公募によらないことができる。
- 4 指定管理者の選定  
公募による応募者の審査を行うため、部局毎に「指定管理者選定委員会」を設置する。  
選定委員会は委員五名で組織し、三名以上は外部有識者とする。
- 5 指定の期間  
三～五年を原則とするが、施設の性格等により十年を限度とした設定は可能。
- 6 利用料金制の導入  
自立的な経営努力を促進する等の観点から原則として導入を進める。
- 7 指定管理者の指定  
指定の議案は、県民への周知及び移行準備のための期間を考慮し、平成十七年九月議会へ提出する。
- 8 指定後の手続  
指定の議決後は、委託料の支払方法等の細目について、指定管理者と協定を締結する。

全文は以下のサイトを参照して下さい。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kokai/chogijyozaisei/16.8.25siryo-2.pdf>

二です。

現在、十七年九月議会において指定管理者の指定の議決を得るため、公募する施設の募集要項の策定を行っているところであり、公募する施設については、五月頃から各部署ごとに募集を開始する予定

です。  
指定管理者制度の導入については、これまで自治体の施設の管理を行った実績のない民間事業者による応募が想定されるため、施設本体（ハード）や提供するサービスの内容（ソフト）、

自治体が指定管理者に期待する事項（サービスの向上や経費の節減など）等を明らかにしておくことが必要であり、指定管理者制度を導入した効果を活かすためには、募集要項の作成は大変重要な作業です。

このため、各施設の性格を踏まえ、業務の内容や管理を行う際の基準、指定の期間、応募者の資格などについて関係各課が協議しながら作成作業を慎重に進めているところです。

市町村においては、既に導入済みの施設もありますが、多くはこれから本格的に事務手続きを進めていく予定と伺っています。

厳しい財政状況が続く中、知恵と工夫により民間の能力を適正かつ適切に活用することでこれまでの枠内では限界があった行政事務の見直しが可能となっています。

今後、いわゆるニューパブリックマネージメントの一環として、指定管理者制度を有効的に活用することにより、住民への質の高いサービスの提供と、自治体においても導入した成果が十分に達成されますよう期待して本稿を終わることとします。

# 指定管理者制度への取り組み〈南アルプス市〉

Kazuyuki Sakuramoto

櫻本 一幸

南アルプス市総務課

特集

2

## 指定管理者制度への

## 取り組み経過

①

昨今耳にするようになった「指定管理者制度」の言葉を初めて聞いたのは「いつ」だったかなと考えて見ました。平成十五年九月の地方自治法改正のときにすでに聞いていたはずなのに、恥ずかしながら自覚をもつて聞いたのはそれから一年弱を経過した昨年の夏だったのです。合併して間もないことから事務分掌も流動的な部分があったのですが、新しい制度であるこの制度を私のところで担当することとなったときです。峡中地域振興局企画振興部から働きかけをいただき、まずは三珠町の「みたまの湯」へ勉強に行きました。南アルプス市の取り組みは事実上このときから始まったのです。

すでに法改正から一年経過し

ていることから、私たちはすぐに取り組みを始めました。平成十五年十二月の庁議で各部署へ施設の設定管理条例を改正する必要がある旨の指示がしてあったのですが、各施設担当の対応が思うように進んでいなかったため、平成十六年九月に施設管理担当者を対象とした指定管理者制度の説明会を開催し、設置管理条例の改正が必要な三十七条の関連施設の担当者に対し、指定管理者制度への対応状況確認の調査を実施したのをはじめ、全体の進捗状況の把握にも努めました。

するとすぐに反応がありました。施設管理担当者から、直管にするか、指定管理者を導入するかの検討については、市としての指定管理者制度に対する基



本的な方針が決まらないと判断が難しい、との声が多く寄せられたのです。そこで、市の方針を検討する組織として、関係課長十人による「指定管理者制度検討会」を昨年十一月一日に立

ち上げました。検討会では十日に一回のスピードで検討を進め、「基本的な指針」や「事務手続きのガイドライン」を十二月中に策定しました。

## 検討会での協議

### 分離型の進め方を選択

②

最初の検討事項は、総合型（個々の施設の設置管理条例に指定管理者制度の規定を盛り込んで進める方法。県の「丘の公園」の進め方）で進めるか、分離型（指定管理者の指定手続きの条例を先に制定して、

者の希望がない場合なども想定されます。そこで、指定の手続きを準備行為として行い、指定

個々の設置管理条例の条例改正を指定管理者の指定と同時期以後に行う長野市などのとった方法）か、でありました。当市には、地域と密接に繋がった施設や採算性が厳しいと考えられる施設がいくつも



やまなみの湯

管理者の候補者との協定において、利用時間、利用日、利用料金などの内容を協議し、それを反映する形で設置管理条例の改正を行った方が二度手間にならないと判断し、分離型を進めることを決めました。

また、現在管理委託を行っている施設は原則として指定管理者制度をとることとしました。さらに、現在直営となっている山荘、山小屋や温泉施設などについても、市民サービスを向上させ効率的に運営管理できるならば、これもまた指定管理者制度をとることとして、細部の検討に入りました。

## 南アルプス市の課題

③

南アルプス市には、各種の補助金を導入して建設した施設が数多くあります。これらのうち集会場などは、そのほとんどを地域の自治会等に管理を委託しています。こうした自治会管理の施設などは、実際、地域固有の施設として認知されており、指定管理者制度に移行する場合

雇用維持も大きな課題であり、公募をしないでこのような法人等を指定する場合、その理由の如何では議会の理解が得られないことも想定されますので、公平公正で開かれた対応が求められてきます。

においても公募はなじまないと考えています。これは、多くの自治体でも同じことが言えると思います。

また、公募の際に提出される事業計画書、収支計画書や財務諸表の分析などには専門的な知識等が求められますので、指定管理者の選定には担当する職員の研鑽はもとより、企業経営等に精通した外部の学識者の協力も必要不可欠であります。当市

また、都市公園や文化施設の管理の委託先として、市が出資した財団法人が二つあります。指定管理者として民間企業的な組織形態に生まれ変わるよう組織改革を行う必要に迫られていると同時に、それぞれの職員の

少ないので、その確保については早めに対応していかなければなりません。

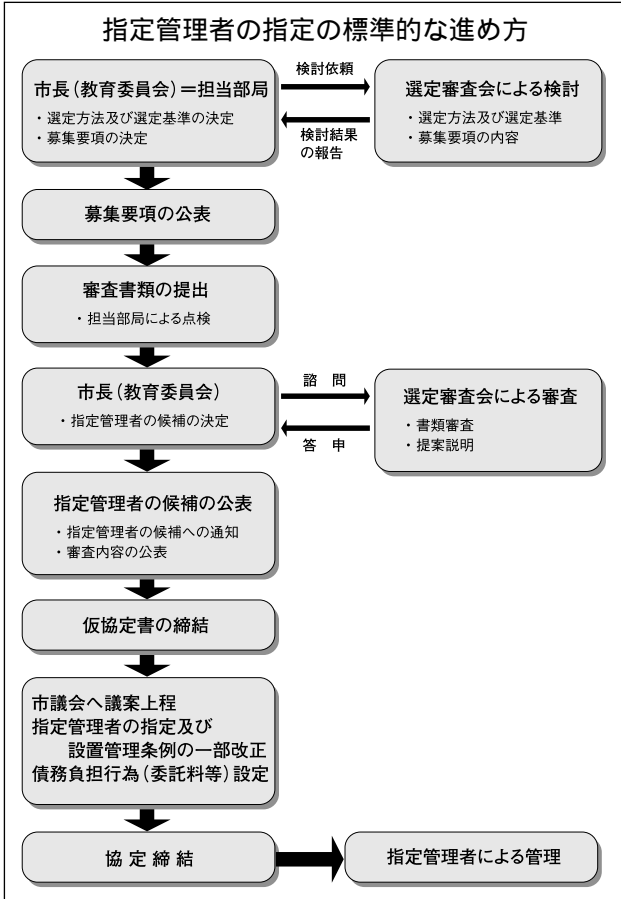
# 基本的な指針の内容 外部委員を含む 選定審査会の設置

④

「基本的な指針」は、制度運用の考え方、指定の手続き等、指定後の留意事項、指定に係る進め方の四章からなります。考え方はこれまでに述べましたので、手続き等についてふれたいと思います。標準的な進め方は、別図（注：指定管理者の指定の標準的な進め方）のとおりです。まず、選定方法と選定基準を定

め、選定審査会の意見を聴いて募集要項を作成、公表し、必要に応じて施設の説明会も実施します。

募集締切り後、申請書類の審査を行い、選定審査会に諮問します。答申後、指定管理者の候補者を決定します。その後仮協定を締結し、議会へ指定管理者の指定案件とともに、仮協定の



# ガイドラインの内容 大規模修繕の 取り扱いを明記

⑤

事項を反映させた設置管理条例の一部改正や債務負担行為の設定(委託料が必要な場合)について上程します。議会の議決を経て、協定を締結し、指定管理者の管理を始めることとなります。

こうした進め方のほか、公募の特例として、緊急性のある場合や、公募を行わないことに合理的な理由がある場合などは、選定審査会の意見を聴いて公募を行わずに指定管理者の選定を行えることとしました。特に当市の場合、山荘や山小屋においては、利用者の安全確保のために周辺地域の地理等に十分な知識を有する者を指定管理者としなければならぬことも想定されるので、特例を設けることとしたものです。

指定の期間についても、標準期間を二～五年と幅を持たせ、地域に密着した施設などは十年

まで指定できることとしました。

選定の基準は、どの施設にも共通な事項として、住民の平等利用、効率的・効果的な運営、安定した管理のための物的・人的能力を有するものとし、施設ごとに必要な条件も付加できることとしました。

選定審査会については、当初部局ごとに設置を考えましたが、企業会計に精通した複数の外部委員が必要と考え、市に一つ設置し、重要施設の案件は申請者によるプレゼンテーションを求めるなど慎重に審査していくこととしました。

「基本的な指針」は市のホームページで公開しています。

アドレスは、  
http://www.city.minami-  
alps.yamanashi.jp/ ryo.

山梨県の事例等を参考に、各施設管理担当部局において、指定管理者の指定に関する事務を進める上での統一的な事項をま



櫛形総合公園陸上競技場



桃源文化会館

とめました。  
施設の範囲、業務の範囲、管理の基準、利用料金など施設に関する事項を定め、特に、市が行う大規模修繕の定義と指定管理者が行う修繕との区分を定めました。大規模修繕は原則として市が行いますが、指定管理者が管理の都合で改修を行いたい場合は、当該工事等の耐用年数のうち指定期間の年数に応じて負担を求めることとし、指定管理者を指定してから、修繕をめぐってトラブルが生じないようにしました。

指定管理者の公募の方法につ

いても、募集要項への記載項目の例や応募者の資格要件などを規定しました。  
選定に関する事項については、手続条例に定める選定基準に基づいて、審査項目や審査のポイント、確認する書類を明示し、明確な点数制で審査を行うこととしました。点数配分については、施設の性格により管理を担当する部局で決めることとなります。  
協定書の締結事項についても、例を明示しました。

## 今後の進め方と手続条例の内容

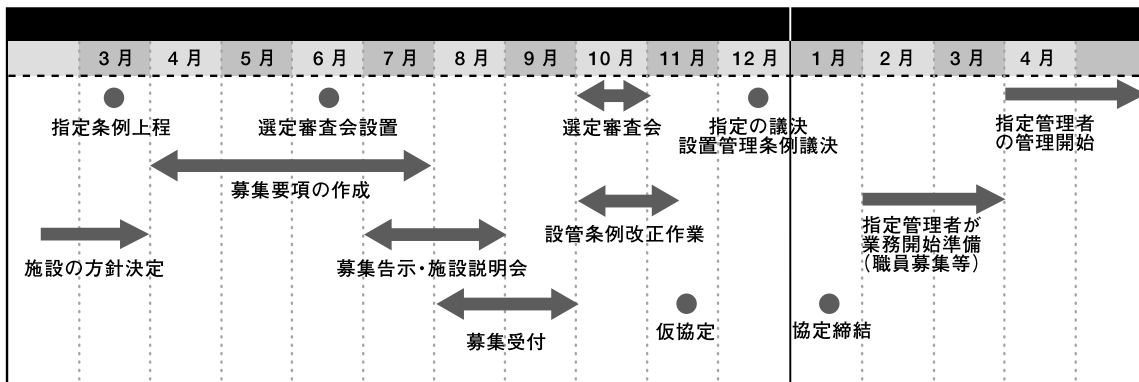
手続条例の制定は平成十七年三月定例会で議会上程し、平成十七年度当初から一年をかけて指定管理者を指定していくこととしていきます。地方自治法の経過措置は平成十八年九月までですが、予算措置等を考えると、平成十八年度当初からのスタートが事務的にもスムーズと考えました。

手続条例の条文作成の段階では、特に長野市、京都市、枚方市など各府県の先進事例を参考にさせていただきました。

今後の日程としては、次の表（今後の日程案）のとおりです。

最後に、指定管理者制度は、経済的効果ばかりではなく、その施設の設置目的や施設の持つ効用を再確認し、市民サービスの向上を目指すものでなくては、利用者、市民に理解されることが肝要だと考えています。

今後の日程表





# 地域振興事業「丘の公園」への 指定管理者制度の導入について

Yoshihiko Watanabe

渡邊喜彦

県企業局業務課

特集

3

## はじめに

山梨県企業局では、電気事業、温泉事業、地域振興事業の三事業を経営しています。

電気事業は、南アルプス山系に早川水系発電管理事務所、秩父山系に笛吹川水系発電管理事務所を設置し、県内の十八の発電所で水力発電を行うとともに、これらの県営発電所を甲斐市竜王新町の発電総合制御所で一元的に監視制御しています。温泉事業は、笛吹市石和町に

温泉管理事務所を設置し、六本の源泉を保有して、旅館・ホテルなどに給湯する事業を実施しています。

地域振興事業は、八ヶ岳南麓の「清里高原」において、総合スポーツ・レクリエーション施設「丘の公園」を設置し、事業を実施しています。

この地域振興事業「丘の公園」に、平成十六年四月から、指定管理者制度を導入しました。

## 地域振興事業の概要

地域振興事業は、観光開発等を行い、地域の振興と県民福祉の増進に寄与するため、昭和五十二年に事業を開始しました。昭和五十八年度には、子供からお年寄りまで全ての県民が楽

しめる総合スポーツ・レクリエーション施設「丘の公園」の建設に着手し、昭和六十一年七月一日から営業を開始しました。現在、「丘の公園」は、ゴルフ、レジャー、レストランの三事業を

①

②



丘の公園（ゴルフ場）



アクアリゾート清里

地域振興事業は、バブル経済崩壊後の平成五年度以降赤字に転じ、年々赤字が増える事態となつてまいりました。

このため、企業局では、平成九年度に「地域振興事業経営健全化計画」を策定し改善に努めてきました。

しかし、経営環境は依然として厳しいものがあつたため、平成十二年度には、これを見直して、さらなる改善策を実施してきましたが、長引く景気低迷等

の影響により、累積欠損金や電気事業からの借入金が増加していきました。

この新健全化計画の一環として、平成十三年度からは、有識者、地元関係者等による「地域振興事業検討委員会」を設置し、事業の今後のあり方や民間活力の導入の可能性などについて検討していただき、平成十五年三月には、知事への最終報告として提言をいただきました。

## 指定管理者制度の導入

③

実施しています。

ゴルフ事業については、富士山コース、駒ヶ岳コース、八ヶ岳コースの三コース、二十七ホールの営業を行っています。

レジャー事業は、公園内に湧出した温泉を有効に活用し、温泉とプールを備えたリゾート施設「アクアリゾート清里」を整備するとともに、パターゴルフ場及びオートキャンプ場の整備を行い、平成八年四月から営業を開始しました。

オートキャンプ場は、六十九区画のテントサイトと、八棟の

ケビンを備えています。またパターゴルフ場は、三十六ホールのコースとなつています。

レジャー事業の施設ではこの他に、全天候型のテニスコート三面、野球やサッカーができる「ボールゲーム場」、彫刻などを設置した芝生広場の「つどいの野原」などがあります。

レストラン事業は、県立まきば公園内に「まきばレストラン」を建設し、平成六年四月から営業を開始しました。

九十六席のレストランと、地元の特産品を中心としたお土産

などを販売する売店、ソフトクリームやそばなどを販売する出店があります。

これらの施設は、県有林の高度活用を図るため、恩賜県有林を借地して建設したもので、面積は全体で約百二十五ヘクタールあります。

また、施設の管理運営については、昭和六十年十月一日に設立した（財）丘の公園管理公社に委託してきました。



まきばレストラン

その提言は、大きく次の三つのとおりです。

丘の公園を中心とする地域振興事業は、開業以来、県内外の多くの人々に利用され、八ヶ岳南麓の一大集客拠点として地域の振興や活性化に大きな役割を果たしてきた。

今後も地域との連携を強化する中で、存続発展すべきである。

これからの社会・経済動向を考えると、目まぐるしく変化する経済や消費者ニーズに即応できる経営体制が必要であり、これまでのような「官」が主体的に行うビジネスモデルでは到底難しい。

(財)丘の公園管理公社は一旦解散し、民間企業の

参画を得た新たな経営・運営体制を整えることが必要であり、新たな経営主体の形は第三セクターの設立或いは、単独に民間企業一社に任せるなど、いくつかの方法があると思われる。

企業局では、検討委員会の最終報告を踏まえて、平成十五年度から地域振興事業の経営改革に着手しました。

こうした中、平成十五年六月に公の施設の管理について地方自治法の一部改正があり、丘の公園の管理については、「指定管理者制度」を導入することとなりました。

また、指定管理者制度の導入と併せて、民間事業者による効率的な運営のため、利用料金制で実施することとしました。

## 指定管理者の募集(指定)

指定管理者制度導入のスケジュールは、別表のとおりです。

指定管理者を選定するに当たっては、プロポーザル方式によ

④

て、次の三つの提案を求めました。

長期にわたり効率的かつ効果的な管理を行うことができる提案

清里地域や八ヶ岳南麓の集客の拡大が図られる提案

(財)丘の公園管理公社職員の雇用についての提案

また、県有林の借地料など、企業局が施設の維持に必要な経費があるため、その経費として、一億五千万円を基本とする企業局納入金についての提案を求めました。

公募したところ、県内三件、県外三件、併せて六件の応募があり、応募いただいた事業計画については、公認会計士など民間有識者四名による審査委員会において、書類審査とプレゼンテーションにより厳正に審査し、選定された(株)清里丘の公園を県議会の議決を受けて指定管理者に指定したものです。

指定管理者の指定期間につきましては、指定管理者が新たな投資を行う場合の投下資本の回収期間などを考慮して、平成十六年四月一日から十年間としました。

なお、指定管理者となった(株)清里丘の公園は、三社が出資をして設立した会社で、出資会社はそれぞれ、リゾート施設の経営、スポーツクラブ等の経営、山梨県内で路線バスの運行や観光バスの運行などの営業をしています。

選定された理由としては、

- ・出資企業三社がそれぞれの得意分野を担い、地域振興に貢献することが期待できること。
- ・新たな具体的集客策の企画により、利用の拡大が見込めること。
- ・企業局納入金の条件を満たしていること。
- ・公社職員の再雇用に積極的であること。

などであります。

## (財)丘の公園管理公社の解散に伴う職員の処遇

⑤

(財)丘の公園管理公社は、企業局の委託を受けて、丘の公園

の管理運営を行うことを目的に設立されましたが、指定管理者



制度の導入に伴い、企業局からの業務が受託できなくなることから、公社の設置目的が達成できなくなるため、平成十六年三月三十一日をもって解散することとなりました。

(財)丘の公園管理公社には、平成十五年十月の時点で、正規職員四十五名、キャティなど契約等による期間職員等七十八名の計百二十三名が勤務していたため、公社解散に伴う職員の処遇が大きな課題となりました。

そこで、(財)丘の公園管理公社は、正規職員四十五名の処遇について、企業局と協議をして、企業局の支援を受ける中で、整理解雇及び希望退職に伴う退職金の規定を設けて退職条件を整備するとともに、再就職のための支援を行うこととしました。

再就職については、指定管理者が公社職員の再雇用に積極的で、希望する職員は全員雇用す

る」という考えであり、また、キャティなど、期間雇用していた職員も積極的に雇用を行いました。

一方で、企業局と公社は、指定管理者の雇用を希望しなかった職員のため、企業局の技術員としての採用や、県の非常勤職員の斡旋、指定管理者がゴルフコースの管理を委託する会社などへの雇用の要請や斡旋を行いました。

その上で、再就職が決まらなかった職員については、民間の再就職支援会社に委託して、再就職のための研修や就職の斡旋を行う「再就職支援サービス」を行っています。

この「再就職支援サービス」には、最終的に十一名が希望しましたが、そのうち十名は希望する再就職先が決まり(平成十七年一月末現在)、一名については、希望する職に就くために、研修や職業訓練を行っています。

## 丘の公園の管理に 関する協定書

指定管理者制度への移行に伴い企業局と指定管理者は、平成十六年二月、丘の公園の管理業務について、丘の公園の管理に

する協定書」を締結しました。

協定書では、管理業務の範囲や管理の基準、企業局納入金などについて規定するとともに、



施設及び設備器具の増改築や大規模修繕等について、企業局と指定管理者の負担区分を定めています。

また、丘の公園の円滑な運営を図るために、企業局、指定管理者、地元代表者による三者協議会を設置して、意見交換を行

## おわりに

指定管理者は、民間企業のノウハウを活かして、様々な取り組みを実施しており、利用者も公社時代に比べ増加しています。

指定管理者制度を導入したことで、企業局の地域振興事業は、企業局納入金により収支は現金ベースでは黒字となり、一定の改善は図られ、借入金の返済もできるようになりました。

そして、丘の公園は、指定管理者の取り組みで、利用者の多様なニーズに的確かつ迅速に対応し、県民に親しまれる施設として、地域振興事業の目的を維持しながら、サービスの充実が図られています。こうした中、昨年

い、地域の振興と地元との連携を図ることとしています。

協定書には、これ以外にも地元の意見を聞く中で、「農業の安全使用の義務」や、事業の継続が困難となった場合の措置、指定の取消、その際の損害賠償等についても規定しています。



十一月には、指定管理者、地元観光団体及び企業局などが連携して、県立まきは公園において、清里・まきはの冬花火大会」を開催し、大勢の見物客が訪れ、大成功を納めました。

今後とも、指定管理者及び地域と連携して、事業の運営を図っていきたく考えています。

指定管理者制度導入スケジュール

| 日程       | 項目  |
|----------|---|
| 15年3月    | 「検討委員会」の知事への最終報告(3/19)  |
| 4月～5月    | 改革の検討   |
| 6月～8月    | 6月定例会議(6/26～7/11)<br>経営改革の表明  |
| 9月～11月   | 9月定例会議(9/24～10/8)<br>山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部改正<br>一部改正条例の公布(10/10)<br>指定管理者の募集(10/10～11/7)<br>指定管理者の選定(11月上旬～中旬)<br>11月定例会議(11/27～12/11)<br>指定管理者の指定の議決<br>当初予算[企業局納入金等] |
| 12月      | 指定管理者の指定(12/12)   |
| 16年1月～2月 | 指定管理者と協定の締結(2/25)<br>2月定例会議(2/26～3/23)<br>当初予算[企業局納入金等]   |
| 3月       | (財)丘の公園管理公社の解散(3/31)  |
| 4月       | 指定管理者による管理開始(4/1)   |



# 町営温泉運営に指定管理者制度を導入して

Kazuhito Naito

内藤一仁

三珠町企画観光課

特集

4

## 「みたまの湯」町の 観光拠点として加わる

①

三珠町は、県の南西部、甲府盆地南端に位置し、町の北部を笛吹川が流れ、これに注ぐ芦川の扇状地や曾根丘陵のなだらかな高台に市街地や農地が広がり、南部は御坂山系の山々が連なっています。

曾根丘陵は甲斐文化発祥の地といわれ、古代より居住適地として住み継がれてきた土地で、現在も甲府盆地や山々の眺望がすばらしく、緑あふれる田園の

まちです。

また、江戸歌舞伎の名門市川團十郎家発祥の地でもあります。昭和六十三年には初代團十郎の曾祖父の住居があつたと言われる地に、歌舞伎に関する数多くの資料が展示されている文化資料館や城風の建物で歌舞伎の上演可能なホールのあるふるさと会館などからなる歌舞伎文化公園として整備し、文化と観光シンポルの施設として町の活

## 施設建設の経過

②

平成九年一月、現町長が就任しましたが、選挙期間中に聴いた町民からの要望で最も多かったのが既に近隣の町村で造られ住民憩いの場所となっている温

泉施設の建設でありました。

この期待を受け、約二年かけて町議会、町民の代表の方々、専門家とも度重なる協議を行い地質学の権威者である大月短期

性を図ってきました。文化資料館の庭や広域農道沿線には、市川家の替え紋である牡丹七千本が植えられ、五月の連休前の開花時期には県内外から大勢の皆様が訪れます。

恵まれた自然やこれらの施設に、昨年七月十六日にオープンしたみはらしの丘・みたまの湯・のつぶいの館の施設が新たに加わり、なお一層の賑わいをみせています。

なお、現在三珠町は市川大門町、六郷町との合併協議が進んでおり、十月一日には市川三郷町として新たな歩みを進めることになっています。

大学の田中収教授の地質構造から診て温泉湧出の可能性が高いとの提言もあり温泉掘削を決定しました。

掘削は八段階に分け、それぞれの条件を満たした場合に決められた金額を支払うという成果報酬（ヒット・アンド・ペイ）方式で平成十一年六月に着工し、

十二月には最高ランクの条件を満たす念願の温泉が湧出しました。

掘削深度千五百メートル、温度四十三・六度、湧出量二百四十七リットル/分の肌にまるやかで健康に良いとされるアルカリ単純温泉です。

温泉湧出を受けて二十一名の有識者等で構成される温泉建設検討委員会を立ち上げ県内外各地の施設視察なども行って検討を重ねた末、検討委員会では次のような答申をまとめました。

1 観光、福祉、健康の機能を兼ね備えた施設とし、町の活性化を図ること。

2 町の財政規模にあった施設とし、補助事業や民間活力を活用し、財政的負担とならないように適正な集客計画を立てて施設の規模及び内容を計画すること。

3 建設する場所については、三珠町の地形的景観を考慮し、将来的に施設周辺の活性化が見込める場所を

選定すること。

4 営業時間については、利用度が高く集客の見込める時間帯とし、夜景と景観を積極的にアピールすること。

5 入館料については、町内外共に同一料金とすること。ただし、町民については各戸に無料入館券を配布する等配慮すること。

このような答申を受けて先ず建設地の選定に取り掛かりました。三箇所が候補地として挙げられました。一案は集落にも近く、交通アクセスが良く送湯関係に費用が掛からない源泉地周



みたまの湯

## 指定管理者制度 導入までの経過

辺、二案は交通アクセスに難があるが眺望・夜景が最高で源泉地よりもさらに高台、三案は源泉地からは遠くなるが町の中心に近く交通アクセスも良い歌舞伎文化公園周辺。三候補地ともそれぞれ優れた面、劣る面があり絞り込みは難航しましたが、平成十三年四月、建設検討委員会の答申に沿い町の活性化が将来的に最も見込める二案の場所に決定しました。

場所が決定し、さあ建築という段階になりましたが財政規模二十億円程度の財政基盤の弱小な町であり、建設財源確保に悩むことになりました。というのは、施設整備を見越して積み立ててきた公共施設整備等事業基金を交付税の減額、税の減収な

どから予算が組めない状況になったために取り崩さざるを得ないこととなったからです。このため、県内では未だ先進例もほとんど無かったPFI方式を考えましたが、手続きに期間を要することなどからリースバック方式に切り替えて検討しましたがこれもヤマ起債の恐れがあるとのことで壁に突き当たってしまいました。そんな時、県市町村課からの観光その他事業債の情報と、同課関係者の大変なお骨折りをいただいた結果、十五年度充当が決定となり町関係者一同安堵いたしました。

その後順調に進捗し平成十六年七月十六日オープンの日を迎えることができました。

③

維持管理経費は町営温泉を持つ多くの市町村にとって大変な財政負担となってきました。住民の健康増進と福祉向上に寄与する目的とはいえ、近年の地方自治体の財政事情からすると多額の投資はできない状況にな

ってきています。このような折地方自治法の改正によって従来の公の施設の管理が地方自治体が直接行うか、自治体が5%以上出資する第三セクター等に管理委託するかに限られていたものを指定管理者制度は管理代

行の対象を民間事業者などに広げたもので、その意義は画期的なものであります。

本町では、温泉施設建設の計画当初から運営は自治体職員では無理であり、経営ノウハウを持ち徹底した質の高いサービスが提供できる民間企業の力を借りるしかないとの町長の方針のもとに、先行して指定管理事業を進めていた丘の公園の例などを参考に進めてまいりました。

管理運営に意欲を燃やす民間企業に委託することができましたが、計画から協定までの経過は以下のとおりです。

本町にとって温泉施設の建設・管理運営と時を合わせるように指定管理者制度に係る地方自治法の改正があったことは大変幸運だったと思います。

平成十六年三月九日

みたまの湯設置及び管理に関する条例、公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例、のつぶいの館設置及び管理に関する条例などを議

会議決

三月十日

指定管理者募集要項の告示とインターネットホームページへの掲載

四月五日

募集期間終了（申出書提出は一社）

四月十二日

十名から成る審査選定委員会を開催し、申出者のプレゼンテーションを行い十三項目の審査選定基準に照らして指定管理者として適当である旨を内定

五月十八日

臨時議会を開催し、平成十六年七月一日から十九年四月三十日までの二年十か月の間指定管理者として（株）内外ビルを指定することを議決

六月三十日

（株）内外ビルと管理委任協定書締結

七月十六日

施設オープンし管理運営を開始、現在に至る。

## 施設の紹介

みはらしの丘・みたまの湯・のつぶいの館は、三珠町発注に

よる温泉施設（みたまの湯）と山梨県農務部発注による中山間

④

地域総合整備事業の農業活性化施設（のつぶいの館）からなっています。また、屋外のイベント広場にはJA西八代のつぶい農産物直売所があり、特産の大塚ニンジンやトウモロコシ、桃、ぶどう、キウイフルーツをはじめ多彩で新鮮な旬の農産物が販売されています。

みたまの湯は、建築面積八百七十五平方メートルで町民の福祉向上と健康増進、町活性化観光拠点施設を目的とした大露天風呂、中高温浴槽、高温サウナなどがあり、甲府盆地の眺望と夜景が評判です。

のつぶいの館は、建築面積八百四十七平方メートルで後継者不足などから衰退傾向にある農業農村の活性化を図り、都市住民との交流、地産地消の推進などを目的とした拠点施設として農産物・特産物展示PRコーナー、会議室などがあります。

両施設とも名称については、町民からの公募によって決められました。

「のつぶい」とは、特産の大塚ニンジンなど根菜類の栽培に向けたきめ細かな耕土を言い表す土地の言葉です。

施設の開館は午前十時から午後十一時まで、年間五日程度のメンテナンス休館を除き年中無休で、入浴料金は町内外統一の大人七百五十円、小学生五百円です。また館内には飲食を提供する「みはらし亭」や入浴後の身体の癒し効果をさらに高めるボディケアコーナー、土産品などの売店があります。



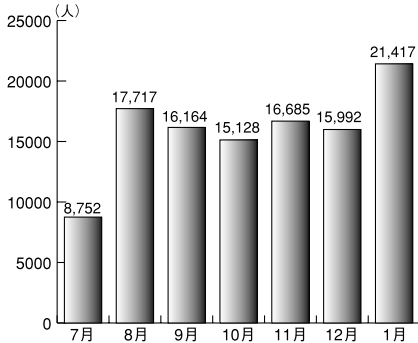
# 運営の現状

みたまの湯は、公設民営方式で運営しており、県内でも有数の優良経営企業である(株)内藤ハウスの系列で、総合温浴施設やビジネスホテル事業などの接客業を得意とした企業経営を幅広く展開している(株)内外ビルに指定管理者として委任を行っています。

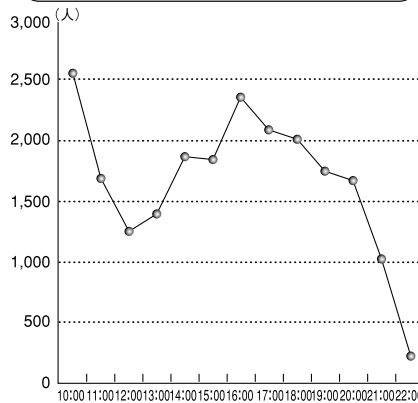
二月一日現在の人員体制は温泉施設の二十七名、ボディケアの四名、食事処の二十七名、売店の三名、農産物直売所の一名の総員六十二名ですが、正規職員は四名のみで他はすべてアルバイト職員のローテーション勤務で対応しています。

入館者は、昨年七月十六日の

月別入館数



時間毎入館者数



オープン以来三か月目の十月十五日に五万人、年明けの一月十二日に十万人に達し、一日平均五百五十二人で、年間二十万人が見込めるペースです。当初見込み数は十五万人から十六万人でしたので、予想以上にこの施設の魅力と民間による質の高いサービスが多くの方から認められた結果だと思えます。夜景の美しさや夜十一時までの開館ということなどから夜間の入館が多いという特色がみられます。

全体収支は、最初の決算を経ていないため詳細データが出ていませんが、町の財政面からみると歳入では入湯税と企業からの納入金が町に入り、主な歳出

5

# 今後の展望

は起償償還金です。コスト削減と効率的な運営により町財政負担にならない施設運営をという



のつぶいの館

昨年七月のオープン以来これまで入館状況は順調に推移してはいるものの県内各地に数多くの温泉施設があるなかで今後の運営は厳しいものがあると予想されます。当施設の眺望の良さ

を一体活用することによって低迷する農業の活性化と観光振興に結び付け地域全体の活性化を図っていききたいと考えています。

や民間によるきめ細かなサービス内容の充実により他施設との違いをさらにアピールし、一度来られたお客様にリピーターとして定着したご利用をいただけるよう努めていかなければなりません。

また、施設周辺では中山間地域総合整備事業による畑地圃場整備事業が計画されています。この土地を利用した収穫体験圃場や地元の農家と都市住民とのふれあいの場としてのクラインガルテン(滞在型市民農園)施設を整備し、既に整備された温泉施設や活性化施設と

指定管理者制度導入の所期の目的遂行に向けて一層努力を傾注しているところです。

6



一 「これからの市町村のあり方研究会」の調査・検討経過

「これからの市町村のあり方研究会」では、前山梨学院大学法学部・大学院社会科学研究所 濱田一成教授を始め、有識者九人が知事から委嘱を受け、国の地方制度調査会の審議状況や市町村の合併の特例等に関する法律の制定の方向等を踏まえながら、これからの市町村のあり方について調査・検討を進めている。

平成十六年九月七日の第一回研究会においては、本県の市町村を取り巻く状況、地方制度調査会の審議状況等について調査・検討が行われた。また、十一月十八日の第二回研究会においては、第一回研究会の論点整理と、基礎自治体としての市町村の課題と問題点について議論が交わされた。

研究会では、各委員から幅広い意見が示されており、今後、これからの市町村のあり方に関する検討を更に進めるためとして、これまでの調査・検討の経過が中間報告として整理されることになった。

中間報告では、これからの市町村のあり方を議論する背景を示し、基礎自治体としての市町村の役割の考え方や、山梨県の市町村の現状と課題を整理するとともに、山梨県における基礎自治体の構築の方向について研究会における議論の内容が取りまとめられた。

以下に記す中間報告の概要は、平成十七年一月二十一日に開催された第三回研究会における中間報告(案)の検討を踏まえ、一月二十八日に濱田会長から三井山梨県総務部長に提出された中間報告の要旨を簡潔にまとめたものである。

とめたものである。

研究会委員(敬称略)

会長 濱田一成(前山梨学院大学法学部・大学院社会科学研究所教授、前山梨学院大学行政研究センター所長)、会長代理 八束厚生(山梨大学教育人間科学部助教授)、小沢介三(南部町長)、木下香奈子(丹波山村議会議長)、小林義光(都留市長)、信田恵三(弁護士)、土橋悦子(株)土橋製作所代表取締役社長、県中小企業団体中央会女性部副会長、富田重利(県信用保証協会副会長)、幹事会座長 藤原真史(山梨大学教育人間科学部専任講師)

二 「これからの市町村のあり方研究会」の中間報告の概要

(一) これからの市町村のあり方を議論する背景

市町村の財政状況

国・地方ともに厳しい財政事情の中、一層効率的な行財政運営が求められている。

少子・高齢化社会の進行

小規模町村は、行財政基盤を維持できない状態に陥ることが予想される。

市町村合併の進展

合併は進展するが、依然として小規模町村が存在する。

第二十七次地方制度調査会

## これからの市町村のあり方研究会



基礎自治体構築のためには、その規模・能力の更なる充実強化が必要である。

市町村の合併の特例等に関する法律

(合併新法)

総務大臣が定める

「基本指針」に基づき、

県は、自主的な市町村

の合併の推進に関する構想

を作成することとしている。

第二十八次地方制度調査会

地方の自主性・自律性の拡大のあり方等が審議されている。

(二) 基礎自治体としての市町村の役割の考え方

地方主権の時代の市町村の行政体制

総合的な行政主体として、県に依存することなく住民に身近な事務を自立的に担っていく必要がある。

「自己決定・自己責任」という地方分権の理念を現実のものとして実行できる基礎自治体が求められる。等

第二十七次地方制度調査会答申における基礎自治体のあり方

自立性の高い行政主体として、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団

# 中間報告

を有することが必要となる。等

(三) 山梨県の市町村の現状と課題

事務処理の前提

市町村は総合的行政主体として

基本的に同じ事務を処理

二極分化(別表参照)

人口三万以上の市、普通交付税

不交付団体、合併した町

人口一万未満の小規模町村を中

心とした町村

小規模町村への影響(別表参照)

厳しい財政状況や少子・高齢化

の進行が与える影響が深刻化して

くる。

小規模町村に対する危惧

住民に最も身近な総合的な行政

主体として行政事務を執行してい

くことができるか危惧される。

(四) 山梨県における基礎自治体の構築の方向

県内の小規模町村の規模・能力を拡大していくことが必要であり、そのための方向として、引き続き、自主的な市町村合併の推進「や、事務の共同

処理」の推進を図るべきである。

なお、事務の共同処理方式の採用

に当たっては、市町村合併についての

機運を失わせることのないよう留意

する必要がある。

自主的な市町村合併の推進

平成十七年四月一日に施行され

る合併新法下においても、自主的な

市町村合併を積極的に推進すべき

である。

事務の共同処理

「能力の補完」の観点から、これ

まで以上に事務の共同処理を進め

る必要がある。

三 中間報告以降の研究会

第三回研究会においては、中間報

告(案)の検討とともに、基礎自治体

を構築するに当たつての課題とその対

応(方策)として、市町村による主体

的な取り組み、基礎自治体の構築が

困難な小規模町村、山梨県の役割等

について議論がなされており、これま

での議論の内容は、今後、最終報告と

して取りまとめが予定されている。

三月に開催を予定している第四回

研究会においては、最終報告(案)につ

いて検討することとしており、三月下旬

には濱田会長から知事に研究会報告

書の提出を予定している。

## 合併コーナー

別表

現行合併特例法適用による合併後の市町村の各種指標

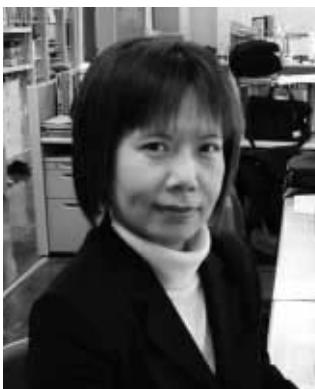
(平成17年1月21日時点で作成)

| 区分    | 市町村名              | 人口<br>H12国調 | 面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 高齢化率<br>H16.4.1 | 年少人口率<br>H12国調 | 過疎地域<br>指定 | 職員数/万人<br>H16.4.1 | 歳出額/人<br>H16決算(千円) | 3ヶ年平均<br>H16) | 地方税割合<br>H15決算 | 交付税割合<br>H15決算 | 公債費/人<br>H15決算(千円) | 所得/人<br>H12(千円) | 製造品出荷/人<br>H14(万円) | 小売業/人<br>H14(万円) | 農林業/人<br>H12(千円) |
|-------|-------------------|-------------|--------------------------|-----------------|----------------|------------|-------------------|--------------------|---------------|----------------|----------------|--------------------|-----------------|--------------------|------------------|------------------|
|       |                   |             |                          |                 |                |            |                   |                    |               |                |                |                    |                 |                    |                  |                  |
| 市     | 甲府市               | 196,154     | 171.88                   | 21.3            | 13.7           |            | 47.5              | 314                | 0.803         | 45.8           | 10.1           | 47                 | 3,392           | 151                | 423              | 19               |
|       | 甲斐市               | 71,706      | 71.94                    | 14.0            | 16.9           |            | 48.4              | 305                | 0.677         | 32.6           | 15.7           | 33                 | 2,771           | 105                | 141              | 30               |
|       | 笛吹市               | 70,435      | 164.77                   | 19.8            | 16.1           |            | 67.2              | 423                | 0.520         | 25.4           | 21.4           | 42                 | 2,591           | 164                | 149              | 300              |
|       | 南アルプス市            | 70,116      | 264.06                   | 18.5            | 17.5           |            | 69.7              | 413                | 0.558         | 23.9           | 26.2           | 49                 | 2,674           | 321                | 136              | 182              |
|       | 富士吉田市             | 54,090      | 121.83                   | 18.7            | 17.2           |            | 62.3              | 323                | 0.681         | 33.7           | 17.6           | 38                 | 2,974           | 189                | 213              | 8                |
|       | 北杜市               | 42,107      | 569.75                   | 26.8            | 14.2           |            | 109.0             | 825                | 0.401         | 14.5           | 28.3           | 109                | 2,621           | 364                | 89               | 174              |
|       | (山梨市・山梨市・牧丘町・三富村) | 39,797      | 289.87                   | 23.7            | 15.2           |            | 83.2              | 449                | 0.409         | 21.5           | 29.6           | 57                 | 2,465           | 98                 | 104              | 289              |
|       | (塩山市・勝沼町・大和村)     | 36,925      | 264.01                   | 25.1            | 14.9           |            | 80.4              | 433                | 0.497         | 27.5           | 30.2           | 63                 | 2,437           | 99                 | 89               | 329              |
|       | 都留市               | 35,513      | 161.58                   | 20.3            | 15.5           |            | 44.8              | 401                | 0.485         | 22.9           | 27.7           | 64                 | 2,620           | 171                | 152              | 16               |
|       | 大月市               | 33,124      | 280.30                   | 24.7            | 14.2           |            | 59.2              | 411                | 0.812         | 43.4           | 12.6           | 42                 | 2,595           | 115                | 84               | 14               |
|       | 韮崎市               | 32,707      | 143.73                   | 19.5            | 16.9           |            | 65.7              | 387                | 0.646         | 30.6           | 23.4           | 47                 | 2,974           | 716                | 127              | 106              |
|       | (玉穂町・田富町・豊富村)     | 30,769      | 31.81                    | 14.1            | 18.0           |            | 65.3              | 392                | 0.676         | 34.9           | 17.2           | 40                 | 2,875           | 446                | 552              | 142              |
|       | (上野原市・上野原町・秋山村)   | 30,157      | 170.65                   | 22.3            | 14.9           |            | 66.3              | 425                | 0.553         | 24.3           | 21.6           | 50                 | 2,571           | 164                | 94               | 14               |
|       | 富士河口湖町            | 22,595      | 93.30                    | 17.6            | 18.3           |            | 82.3              | 495                | 0.697         | 27.6           | 17.0           | 35                 | 2,849           | 214                | 177              | 31               |
|       | (三珠町・市川大門町・六郷町)   | 18,854      | 75.07                    | 27.6            | 13.2           |            | 88.0              | 462                | 0.328         | 18.1           | 37.9           | 62                 | 2,558           | 166                | 105              | 66               |
|       | 身延町               | 18,021      | 302.00                   | 34.9            | 12.2           | 全域         | 104.9             | 635                | 0.255         | 12.2           | 40.6           | 88                 | 2,434           | 121                | 83               | 37               |
|       | 南部町               | 10,863      | 200.63                   | 29.3            | 13.6           | 全域         | 107.7             | 775                | 0.301         | 10.2           | 33.6           | 103                | 2,387           | 302                | 75               | 55               |
| 昭和町   | 15,937            | 9.15        | 12.6                     | 17.5            |                | 47.7       | 470               | 1.443              | 50.3          | 0.0            | 20             | 3,816              | 957             | 639                | 41               |                  |
| 忍野村   | 8,367             | 25.15       | 13.2                     | 18.9            |                | 98.0       | 443               | 1.208              | 62.6          | 3.5            | 53             | 5,181              | 1,661           | 54                 | 79               |                  |
| 山中湖村  | 5,274             | 52.81       | 17.3                     | 17.7            |                | 155.5      | 973               | 1.286              | 44.4          | 0.3            | 117            | 5,649              | ×               | 101                | 25               |                  |
| 増穂町   | 13,070            | 65.17       | 24.0                     | 15.3            |                | 80.3       | 379               | 0.442              | 23.5          | 30.3           | 41             | 2,772              | 348             | 114                | 80               |                  |
| 小淵沢町  | 5,781             | 33.14       | 23.4                     | 15.1            |                | 93.4       | 642               | 0.596              | 26.5          | 18.1           | 93             | 2,832              | 194             | 111                | 135              |                  |
| 中道町   | 5,556             | 21.02       | 23.2                     | 15.6            |                | 84.6       | 517               | 0.417              | 20.6          | 31.5           | 60             | 2,631              | 330             | 274                | 389              |                  |
| 西桂町   | 4,910             | 15.18       | 18.5                     | 18.6            |                | 81.5       | 525               | 0.350              | 15.7          | 28.9           | 36             | 2,755              | 263             | 136                | 14               |                  |
| 鵜沢町   | 4,474             | 46.81       | 29.1                     | 14.5            | 全域             | 125.2      | 659               | 0.207              | 10.2          | 41.0           | 101            | 2,517              | 33              | 66                 | 25               |                  |
| 鳴沢村   | 2,864             | 89.56       | 20.2                     | 17.4            |                | 143.2      | 694               | 0.746              | 42.8          | 14.7           | 75             | 2,903              | 1,122           | 79                 | 237              |                  |
| 道志村   | 2,087             | 79.57       | 25.1                     | 15.9            | 全域             | 186.9      | 1,149             | 0.186              | 8.3           | 37.4           | 155            | 2,739              | 93              | 44                 | 77               |                  |
| 早川町   | 1,740             | 369.86      | 47.2                     | 7.3             | 全域             | 310.3      | 1,449             | 0.228              | 13.7          | 48.3           | 246            | 2,908              | —               | 23                 | 52               |                  |
| 上九一色村 | 1,639             | 84.72       | 30.9                     | 13.9            | 全域             | 201.3      | 1,528             | 0.412              | 13.7          | 26.1           | 164            | 2,517              | —               | 36                 | 1,226            |                  |
| 小菅村   | 1,084             | 52.65       | 34.8                     | 13.8            | 全域             | 193.7      | 1,767             | 0.101              | 3.9           | 40.1           | 295            | 2,483              | 72              | 64                 | 83               |                  |
| 丹波山村  | 866               | 101.55      | 43.5                     | 9.1             | 全域             | 230.9      | 1,950             | 0.084              | 3.9           | 41.5           | 267            | 2,194              | ×               | 45                 | 46               |                  |
| 芦川村   | 590               | 37.15       | 50.7                     | 8.8             | 全域             | 355.9      | 1,949             | 0.075              | 2.4           | 46.6           | 170            | 2,159              | 33              | 7                  | 186              |                  |
| 県平均   |                   |             |                          | 20.9            | 15.5           |            | 68.3              | 429                | 0.476         | 28.7           | 21.9           | 53                 | 2,897           | 238                | 217              | 104              |

# 提言

## 「議論は尽くされたか」

# 苦言



Hiromi Tohyama

遠山 博美

UTY報道部

年度末を迎えて市町村合併がいよいよ大詰めを迎えています。

合併特例法の期限が三月三十一日にせまり、特に昨年末からは各地域の動きが急展開を見せました。

とりわけ中道町や上九一色村の動向をめぐっては、百八十度の方針転換があったり、紆余曲折の末、元のサヤにおさまったりと、取材する記者も驚かされる展開を目の当たりにしました。

山梨県は平成の大合併で、来年度末までに六十四市町村が二十九市町村になり、合併率は全国で二番目となる見込みです。予想以上のスピードで市町村の再編が進んでいるわけですが、様々な市町村の合併取材を通じて感じるのは、議論は尽くされたか、住民の理解は得られたかという点です。

合併の素朴な疑問点をいくつかあげてみます。まず広域行政の問題です。そもそも、六十四市町村はそれ

ぞれ広域でいくつかの行政分野を助け合ってきた経緯をもちます。水道であつたり、学校であつたり、消防行政もそうです。それは生活圏が同じであるという認識の元で、運営されてきたものであるはずですが、今回の合併では

そうした経緯や歴史的なつながりよりも、あえて新しい自治体を作ることが優先されたり、特例債のために、合併を急いだ経緯があるように感じます。さらに広域行政を無視して新しい枠組みを作ることが、住民にとってどうかという点も疑問が残るところです。

例えば、農家としては自治体と農協が違つことと不都合はないのか？警察は地域によつて違つ警察が駆けつけるか？子供たちにすれば、学校対抗のスポーツ大会の枠組み、学校の区割り、などなど、色々な疑問が起きてきます。

合併の議論の中で、「当面は現行の

ままで、合併後に調整する」という表現をいはいは見るのがあります。しかし、当面とはいつまでをいつのかどんな調整がされるのかは、合併を決める段階ではほとんど見えていません。調整の方向とメドはまず一番に説明すべきではないかと感じます。日常生活のイメージを具体的に示さなければ、合併で生活がどうなるのか住民も判断しかねるのではないのでしょうか。

そして特例債についての説明不足です。特例債は、有利とはいえず、いわずと知れた借金です。

新しい市や町の将来構想を見ると、「特例債でこんな事業ができる」という表現がよくありますが、実現にはほど遠いものも多く見受けられます。合併の目的の一つである効率的な財政運営という観点からみても、新しい「モノ」や、似たような公共施設の拡充、民間がやるべき事業などには使つものではないはずですが、住民への説明では、しばしば、特例債が素晴らしい贈り物のようなイメージで説明されているのが気になります。

学校の防災工事もスポーツ広場の整備も道路の整備も、「特例債があるよ」と言われれば、思わず、「もらわなきゃ」と考えるのが人情ではないでしょ

うか、「使える」ことが強調され、「借金である」ということはあまり説明されていません。

借りたらずれ次の世代の人たちに負担がのしかかってくる、それでも使う必要があれば計画をきちんと示すべきだと思います。

収入が減ればどこでもスリム化、リストラは待たないです。民間企業に身を置く私にしてみれば、経費節減や業務の見直しは日常茶飯事です。市町村合併も行政を効率的にしてムダをなくし、ひいては住民の負担を減らすことを目的にしています。今の私たちの生活感覚からして今の行政区割りには小さなことは事実です。

合併特例法期限の今年三月末までには、合併申請の滑り込みが相次ぐこととなりますが、「とりあえず申請にこぎつける」という感はぬぐえませんが、後で「こんなはずではなかった」ではすまされません。どんな自治体をめざしていくのが、より住民にとって大きいのか、議論を十分に尽くして住民に説明をして、住みやすい山梨を作る大きなチャンスを生かしてほしいと思います。何よりも住民の将来のための合併なのですか。



がんばってこころまわす。

県と市町村との職員交流が盛んになっています。今回は、県から市町村へ、市町村から県へそれぞれ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



道路整備課  
赤池 邦佳  
(富士吉田市)

4月より富士吉田市役所から土木部道路整備課へ派遣され、早くも1年が過ぎようとしています。市役所に入ってから初めての異動が県庁となり、これまでと全く異なる環境に不安や戸惑いがありました。しかし、周囲の方々に日々ご指導いただきながら、自然と慣れることができました。

道路整備課では高速道路推進担当に配属され、都留ICのフルインター化事業、中部横断自動車道などの高速道路に係る事業調整及び関係機関との調整、山梨県における高速道路のパンフレットやホームページ作成等、高速道路に関連した仕事をしています。また、要望活動等で議員会館や国土交通省などを訪れることもあり、市役所の仕事では味わえなかった貴重な経験も得ています。

残り1年という限られた時間ではありますが、この貴重な機会をとおして県職員の方々との交流を深め、一つでも多くのことを学び、市役所に戻ったときにはこの経験を活かせるよう日々努力していきます。



都市計画課  
山中 寛之  
(富士河口湖町)

4月より富士河口湖町から土木部都市計画課へ派遣となり、早くも1年が過ぎようとしています。当初は全く新しい環境ということもあり、不安や緊張もありましたが、周囲の皆様にご指導いただきながら徐々に職場にも慣れてきました。

都市計画課では、都市公園担当として県内の都市公園に関連する仕事を行っています。子供からお年寄りまで幅広い年齢層の方がスポーツ・レクリエーション・コミュニティの場として公園を利用していることや、防災の面でも重要な役割を担っていることなど、多くの方々の生活に公園が関係していることを実感しました。

また、公園は1997年に採択された京都議定書の中で、二酸化炭素吸収資源として位置づけられるなど、その役割がより重要になってきており、公園を今までとは違う視点で考えるようになりました。

残りの1年の派遣期間の中で、様々なことを吸収するとともに、より一層周囲の方々との交流を深めたいと思います。



障害福祉課  
小林 直人  
(南アルプス市)

障害福祉課での生活もまもなく1年が経とうとしています。この1年間は新たな環境における初めての経験への興味とは反面、無知なことへの不安と戸惑いの連続。また、課の職員の広域かつ深奥な職務へ取り組む姿と躍動感ある雰囲気には圧倒され、この環境で2年間やり遂げることができるのか不安でありましたが、上司や諸先輩からの指導や助言をいただきながら、なんとか今に至っています。

さて、2年間という限られた時間のため、障害福祉課では多くの業務経験をさせていただいています。課の方々とは職務における多くの時間を共有することで親交を深めるとともに、事業知識等を教授してもらうなかで職務において自分の目標とすべき方々を知ることができました。更に、多くの業務に携わることで、さまざまな立場の方々とも出会うこともできました。

このように、職務をとおして出会った多くの方々からは、事業知識や職務への取組姿勢を会得させていただくとともに、この方々からいただいた貴重な言葉、そして、この環境で見聞きした多くの事柄は、今後の私の仕事や人生にとって大きな財産であります。

あと今年1年間ですが、今後とも職務をとおして関わる皆様には、御迷惑をお掛けすることもあります。どうぞよろしくお願いいたします。

終わりに、この1年間にお世話になった方々に御礼申し上げ、近況の紹介とさせていただきます。



消防防災課  
望月 亮一  
(南部町)

平成16年4月1日、併任職員の辞令をいただきました。当初は県という大きな組織で働くことの緊張、不安、戸惑いばかりでした。

月日の経過とともに徐々に慣れてくるにつれ、多くの人と交流するようになってきました。仕事以外でも、趣味の一つである囲碁を通じて、多くの県職員の方と知り合えたことは、とてもラッキーだったと思います。

1年間あっという間でしたが、仕事もプライベートも、普通に回せていたのは、県職員の方々が温かく叱咤激励してくれるからでしょう。皆さんに感謝しています。

研修期間を終え南部町に戻り、災害等が起きた時には、県とのパイ役になれるよう、今のうちでできるだけ大勢の人と関わりながら仕事に励みたいと思います。



都留市  
福祉事務所  
竹内 智仁  
(富士北麓・  
東部地域振興局)

都留市に派遣され、早いものでもう1年が経とうとしています。福祉事務所の高齢者福祉担当という部署に配属され、職場は市役所とは少し離れた、いきいきプラザ都留という保健福祉センターの中で働いています。

担当している仕事は、昨今、高齢化社会が問題となっていることは、皆さんご存知だと思いますが、その中で高齢者の方が、老後をいかに有意義に過ごせるかが重要となってきており、そのフォローを市として、あらゆるサービスを提供するといった、雑駁に言えばそんな業務を担当しています。

とくに独居老人や高齢者のみの世帯のお宅を週に何回は訪問し、生活において困っていることなどを聞いたりしています。直接住民に接することが非常に多い仕事で、とても勉強になっています。

また、都留市の職員の方も親切な方ばかりで、業務的にも地理的にも右も左も分からないながらも、周りに助けられながらなんとかやっています。

残り1年間ですが、数々の貴重な経験を財産として、県に持って帰れるよう、精一杯頑張って、今後の仕事に活かせるようにしたいと思っています。



南部町  
生涯学習課  
二宮 智浩  
(峡南地域振興局)

南部町教育委員会生涯学習課へ派遣されて、もうすぐ1年が経とうとしています。当初は、慣れない環境で戸惑いもありましたが、たけのご祭り、火祭り、町民体育祭及び駅伝大会等を経験し、今ではすっかり南部町の環境に染まっております。

こんなに馴染めたのも、南部町職員の方々に温かく迎えていただいたからだと思います。感謝しております。

現在、生涯学習課では生涯スポーツ担当に配属され、生涯スポーツの提供、各種スポーツ大会及び体育協会等の仕事をしております。これまでとは全く違った仕事で周りの職員の方々にご迷惑をお掛けしておりますが、住民の方と身近に接することができ、やりがいのある仕事だと実感しております。

あと残り1年の交流期間がありますが、さらに南部町のことを勉強・体感し、この交流人事の2年間を貴重な糧としたいと思いますので、南部町の皆様よろしくお願い致します。



南アルプス市  
福祉課  
中沢 和樹  
(峡中地域振興局)

県と市町村の職員交流により、南アルプス市役所に勤務しております中沢です。私自身福祉行政の経験がなく、福祉関係の所属を希望していたのですが、今回、市の障害福祉を担当させていただくことができました。

福祉行政のいわば最前線で執務してほぼ1年が過ぎようとしていますが、困難な状況を抱えた方と直接お会いすることが多く、各種制度の適正な執行と厳しい現実の板挟みになることもあります。現在、様々な社会保障制度の改革が進められており、市町村の福祉行政は激動期にあります。新たな施策形成を考える過程で、支援を必要としている皆さん一人ひとりの顔が、置かれた状況が浮かんできます。これもまた市町村行政の難しさであり、やり甲斐でもあるなと感じる今日この頃です。

最後になりましたが、素人同然の私を指導して下さいました南アルプス市の皆さんには、深く深く感謝しております。今後ともよろしくお願いします。



富士吉田市  
沿道区画整備室  
山口 英記  
(都市計画課)

4月に富士吉田市へ派遣されてからもうすぐ1年が過ぎようとしています。

私の仕事は、富士北麓・東部地域振興局都留建設部が実施している街路事業の都市計画道路中央通り線の一部区間において、県道移管前の市道の時代の改築に起因する公混混乱地区があり、用地買収が行えないため、このままでは街路事業を中止せざるを得なくなるので、これを回避するため土地区画整理の手法を用いて街路用地を確保できるように、市施行の土地区画整理事業を平成17年度より立ち上げるべく事業準備を行っています。

市役所に派遣される前は、土木部都市計画課に在籍し、土地区画整理事業の法的な審査や市町村に対する指導をしていましたが、第一線の事業の現場に従事するのは初めてで、色々と実務に際し分からないことも多々あるため、先行して事業実施している他市町村の職員の方々からの助言や指導を得ながら、なんとか事業準備を進めています。

また市町村においては、県より組織が小さい分、財政的な側面がより身近となるため、事業実施の際の市町村の財源をどのくらい必要とするか、常に資金計画を頭頭において、事業計画を立案することが求められるので、財源を探ることなど県庁時代にもまして大変です。

この都市計画道路は4車線であり、道路の完成で富士吉田市を東西に横断する新たな交通機軸が形成され、交通分散効果や開発誘引効果等により、今後の市の発展に寄与すると思っていますので、残りの派遣期間で事業が軌道に乗るよう努力しようと思っています。

## 電子申請・受付 共同システムの利活用

山梨県市町村総合事務組合  
電子自治体推進室

大柴 武

### 住 民サービス向上と 事務効率改善の ための電子化

平成十六年四月二十一日に利用を開始した電子申請・受付共同システムでは、現在、医療用具販売業の届出など山梨県の二十一手続及び印鑑登録証明書の交付申請など市町村の十六手続のインターネットによる申請・届出が可能となっております。これら各手続の電子化にあたって、県及び市町村の担当職員の皆さんには、事務処理手順や申請・届出様式の標準化にご尽力いただき、大変感謝しております。

平成十五年度から本組合で取り組みを始めました行政手続の電子化事業は、単にこれまで「紙」で受け付けていた手続を「電子」でも受け付けることを可能にするためだけにやっているものではありません。「電子」での受付に併せて事務処理手順の見直しと再構築により事務効率を改善

し、住民サービスの向上を図ることを事業の基本理念として推進しています。今後、順次、手続の電子化を進めていきますが、電子化にあたっては、各分野ごとに県及び各市町村の担当職員をメンバーとするワーキンググループを設置し、事務処理手順や申請・届出様式の標準化を協議いただくこととしております。他の市町村の事務処理手順や処理方法を知り、標準化を図ることは、各市町村の事務処理手順や方法を見直し再構築する良い機会になると思えますので、多くの市町村の方に議論に加わっていただきたいと考えています。

### 電 子化にあたっての 例規対応

また、今年度は、本事業の基本理念の実現に向けた基盤の整備として、「紙」と「対面」により行われてきた行政手続を「電子データ」と「インターネット」でも行うことができる

ようにするための例規等の整備に取り組みました。電子化対応の法整備については、平成十四年十二月にいわゆる「行政手続オンライン化三法」が成立し、法律や政令等に根拠を有する手続の電子申請・届出が可能となりました。当初、本組合では、個別条例の改正により対応することといたしました。電子化を行う手続の選定をしていく中で、個別条例の改正では市町村の条例改正手続が非常に煩雑になることが判明しました。

そこで、本年一月二十七日の手続の追加に向けて、個別の条例や規則等で定められている行政手続を包括的に電子化に対応することが可能となるいわゆる「行政手続オンライン化条例」を制定することとして、本組合に設置されている「電子自治体の推進に関する研究会」に法務支援ワーキンググループを設置し、山梨県町村会の法務室にご協力いただき、具体的な条文等の検討を行いました。そして、その検討成果をもって平成十六年十二月議会において「行政手続等における情報通信の技術

の利用に関する条例」の制定を各市町村にお願いいたしました。

この条例を市町村が協調して同時に制定した事例は、全国的にも少ないと聞いています。先にも述べましたが、この条例は、個別の条例や規則等で定められている行政手続を包括的に電子化に対応可能にするための根拠となるものですので、今後の申請・届出手続の電子化のみならず、電子自治体の推進にあたって、大きな意義を有すると考えます。

### 様 々な機能を上手に 活用すれば

さて、電子申請・受付共同システムには、これまで述べてきました電子申請だけでなく、施設予約、簡易申請や情報提供などの機能があります。

施設予約機能では、平成十六年四月のシステム運用開始当初から小瀬スポーツ公園と富士北麓公園のインターネット予約を受け付けており、今年度中には韭崎市の四施設のイン

ターネット予約の受付を開始する予定です。この施設予約機能においても、市町村の担当者の方にご協力いただき、申請書・許可書等の様式を標準化したしました。各施設では、この標準化した様式を使用することによって施設予約機能をカスタマイズ（による経費負担）することなく導入することが可能となりました。

また、情報提供機能として、本年二月二十三日には、アンケートとメールマガジンのサービスを開始しました。この二つの機能と既にサービスを開始しているイベント各種申込機能をご利用いただくことにより、例えばイベントの開催をメールマガジンで告知し、イベント各種申込で参加申込を受け付け、参加者の感想をアンケートで集めることが共同システムを利用して可能となりました。各市町村のホームページなどと連携することによって、より幅広い利用が可能になると思います。

## 負ではなく、 勝の機会と捉えて

システムを共同で構築したメリットとして、市町村の負担は、単独構築と比較して経費的にも人的にも軽減されました。しかし、この共同シ

システムを利用することで、これまでの「紙」と「対面」による業務に「電子」が加わり、各担当者の事務量は増加すると予想されます。これをデメリットではなく、各市町村が従来行ってきた事務処理手順を見直し

再構築を行う良い機会であると捉え、事務効率の改善を実現し、住民サービスの向上を図るため、積極的にこの電子申請・受付共同システムを活用していただきたいと思います。

### やまなし申請予約ポータルサイト <http://www.ycma.jp/>

YAMANASHI  
やまなし申請・予約ポータルサイト

ご利用の自治体はどちらですか?  選択して下さい

利用自治体設定

2005年2月16日 (水曜)

すべての手続き終了の方はこちら →  
続けて申請・予約・申込する方は、このままご利用の項目をクリックしてお続けください

ログアウト

山梨県庁の情報

市町村の情報

電子申請

山梨県庁電子申請一覧

|                            |                                      |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ▶ 医療用具販売業の届出 (医家向けを除く)     | ▶ 介護老人保健施設変更届出                       |
| ▶ 医療用具販売業の廃止の届出            | ▶ 指定介護療養型医療施設変更届出                    |
| ▶ 山梨県名義の後援の申請              | ▶ 生活保護法指定医療機関等・介護機関変更届               |
| ▶ 後援 (又は共催) 事業実施結果報告       | ▶ 生活保護法指定医療機関等・介護機関休廃止届              |
| ▶ 山梨県知事賞の交付申請              | ▶ 建築士事務所の登録事項変更届出                    |
| ▶ 知事賞受賞者報告                 | ▶ 建築士の住所等の届出 (二級と木造)                 |
| ▶ 宗教法人の事務所備付け書類の写しの提出      | ▶ ばい煙発生施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設の使用廃止届出 |
| ▶ 公益法人の登記完了の届出 (医務課所管分を除く) | ▶ 特定施設の使用廃止届出                        |
| ▶ 指定居室サービス事業者変更届出          | ▶ ばい煙発生施設・一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設        |

このサイトについて

サイトヘルプ

- ▶ コールセンター問合せ
- ▶ ヘルプで解決できない場合の問合せはこちら
- ▶ 自治体情報問合せ
- 自治体に関する質問はこちら

県内施設ガイド/予約

申請・予約サービス利用案内

- ▶ 利用者登録
- ▶ 利用者登録確認・変更
- ▶ パスワード変更
- ▶ パスワード再発行
- ▶ 申請状況確認

申請体験コーナー

「電子申請」って何? どうやってやるの?

電子申請を体験する

コミュニケーション

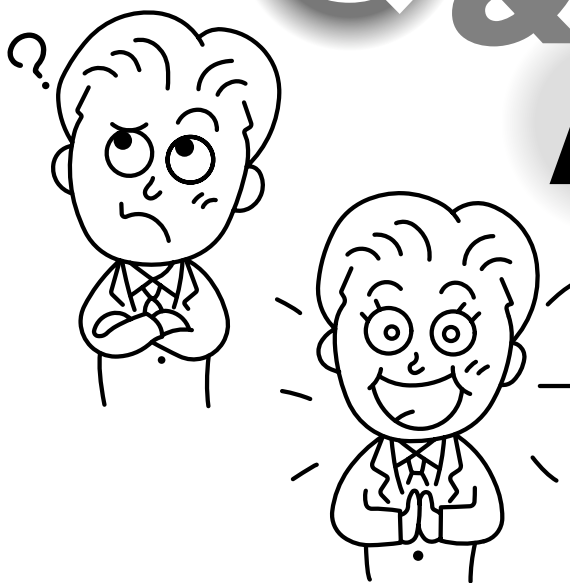
- ▶ イベント・各種申込み一覧

関連リンク

- ▶ 県・市町村ウェブサイト 一覧
- ▶ 観光情報ウェブサイト 二覧



# 自治 Q & A



お答えします

財政健全化債及び地域再生事業債の  
取り扱いについて具体的に教えてください。

## A

財政健全化債は、行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定・公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる団体について、当該数値目標等により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、原則として国庫補助事業や地方単独事

業に係る通常の地方債の充当残部分に充当できる地方債です。

将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲の算出にあたっては、原則五年を限度としていたものを、平成十六年度には十年の範囲まで拡大し算出することとされました。また、それまで起債対象となっていなかった義務教育施設の基準面積を上回る部

分や公営住宅建設事業のいわゆるつぎ足し単独事業等へも充当が可能となりました。平成十七年度についても引き続きこの拡大措置が取られる予定となっています。

財政健全化債の発行可能額の算出根拠となる財政健全化の取り組みとその効果（軽減が見込まれる範囲）の基本的考え方は、

五年（十年）効果のもの

職員数の削減による人件費の減、補助金・事務事業の廃止、給料表の見直し、時限的でない超過課税の実施・法定外税の創設等

三年効果のもの

使用料・手数料の見直し（使用料・手数料の見直しは三年に一度見直すべきものとされているため）  
一年効果のもの  
電算システムの見直し、内部向け経費の見直し等

その他

給与の臨時的削減、条例等による時限的な措置、時限的な超過課税の実施・法定外税の創設等により効果が継続する範囲となりです。

一方、地域再生事業債は地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする団体について、事業量の確保ができるよう、平成十六年度新たに創設された地方債です。

対象となる団体は、当初予算の地方単独事業費の対前年度比が、地方財政計画の投資単独事業費の対前年度比を上回る団体、または標準財政規模に対する当初予算の地方単独事業費の比率が全国平均を上回る団体で、起債可能額は、の事業費との事業費のうち、いずれか大きい額の範囲内となります。

充当の対象は、原則として通常の地方債を充当する地方単独事業の充当残部分、または地域再生事業債単独で起債対象事業費全額まで充当でき、また最終配分時には、当初起債対象とされていなかった義務教育施設の基準面積を上回る部分や公営住宅建設事業のいわゆるつぎ足し単独事業等へも、財政健全化債同様、平成十六年度の弾力的運用として充当が拡大されました。

平成十七年度については、この弾力的運用部分は不明なものの、引き続き平成十六年度と同規模の地域再生事業債が発行される予定となっています。

対象範囲や充当可能な範囲など、財政健全化債と地域再生事業債の取り扱いは非常に似ていますが、財政健全化債は国庫補助事業へも充当可能となっているものの、地域再生事業債はあくまで地方単独事業が対象である点、また地域再生事業債の元利償還金については、後年度標準事業費方式（単位費用×人口等）によ

り地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている点が大きく異なっています。

また、平成十六年度の場合には、地方単独事業に関して、財政健全化債と地域再生事業債の充当事業が同様となるため、地域再生事業債の弾力的運用部分を要望する場合、財政健全化債を発行しない理由等を求め

## Q

入湯税は目的税ですが、その使用用途にはどのようなものがあるのでしょうか？  
また、観光資源・観光施設等のPR用のパンフレット作成費用に充当することができるのでしょうか？

## A

入湯税については、「鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。」（地方税法第七〇一条）と定められており、また、前述の四つの費用に充てるものであることを明らかにする必要があるため、特別会計を設置しない、一般会計に繰り入れる場合において、入湯税をこれらの事業に要する費用に充てるものであること

られているので留意が必要です。いずれにせよ、平成十七年度も平成十六年度同様、厳しい財政運営が見込まれるため、各団体の状況に応じ財政健全化債及び地域再生事業債の検討も必要と考えられます。

が明らかになるような予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより議会に対しその用途を明らかにすること等を通じて、住民及び入湯客に対しても周知することが適当であること（地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正について）平成十六年四月一日総務市第八号各都道府県知事宛総務事務次官通知）となっています。

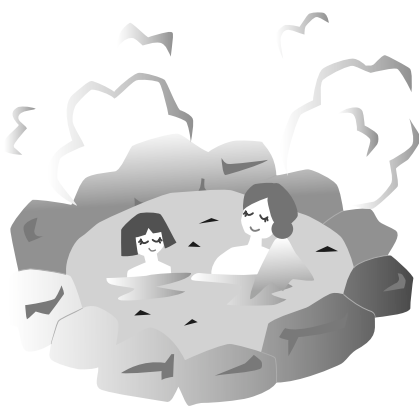
また、ご質問の事例については、観光の振興に要する費用に該当しますので充当は可能となります。

観光の振興に要する費用については、平成二年度の税制改正においては追加され、追加の趣旨としては、鉱

泉浴場所在市町村においては、観光資源を活用した地域の振興に努めているが、このためには基盤施設の整備のみならず、利用客に対する質の高い観光情報の提供、地域文化などの特色を活かしたイベントの開催等、より多様化した魅力ある行政サービスが必要が高まっているところであり、このようなソフト事業を含めた多様な魅力ある行政サービスは、既に制度上用途として認められていた観光施設の整備と同様に一般的には入湯客の効用を高めるものと考えられ、従来は原則としてハード面としての施設整備に限定されていた入湯税の用途を拡大し、これらのソフト事業を含めるとされ、具体的内容としては、「観光宣伝事業」として、観光資源・観光施設等のPR用のパンフレットや案内図等のような公報に関するもの、あるいは、観光展等催物に関するもの等、さらに、「観光調査事業」として、広報・催物を充実させるための観光資源の発掘等の諸調査に関するものをいうもの等であることとされています。

また、入湯税による収入を財源として、前述の四事業を実施する場合、その事業実施の範囲は、市町村のうち入湯税の財源を生ずる鉱泉浴場の区域に限られるのではなく、当該市町村の全区域におけるこれらの事業費の財源に充当し得ることとなっています。

このように、入湯税は用途が定められた目的税であり、鉱泉浴場所在の市町村は必ず課すべきものとされているところに留意していただくとともに、課税・徴収については、地方税法等を遵守することはもとより、温泉法及び不当景品類及び不当表示防止法などの他法令との整合性に十分留意するとともに、鉱泉浴場の経営者の方に条例の内容を周知し、特別徴収義務者の指定にあたっては、経営申告の際に「温泉利用許可書」の提示又は同許可書の写しの添付をいただくと、適切な対応をとっていただくことが必要となっています。



# 市町村イベントごよみ

April → May

4

5

北杜市

## 第25回 大泉ふるさと祭り

平成17年4月24日(日)

(会場：北杜市大泉体育館( 泉温泉健康センター南))



このお祭りは、「満開の桜の下で子どもからお年寄りまで歌って踊って楽しみましょう」と始まったお祭りです。

ステージではいずみの里太鼓の演奏や子どもに大人気のマジレンジャー・ショー、新沼謙治さんの歌謡ショーなどを予定しています。

また会場では出店や無料のフワフワなどがありますので、ご家族お友達お誘いの上、お越しください。

なお、駐車場は会場から徒歩5分の泉中学校グラウンド( 泉温泉健康センター西側)をご利用ください。

玉穂町

## 玉穂町れんげまつり

平成17年4月29日(祝)

(会場：玉穂町ふるさとふれあい広場)



甲府盆地に春を告げるまつりとして、毎年多くの観光客が訪れる「玉穂町れんげまつり」が、今年も4月29日(みどりの日)に開催されます。

「玉穂町ふるさとふれあい広場」をメイン会場として行われ、本町に縁があり、れんげ畑の中を歩く姿がとて勇壮な虚無僧行列の再現や、子どもみこし・キャラクターショー・お笑いタレントショーで大いに盛り上げられます。また、会場周辺のれんげ畑では、パーベキュー、カラオケ、モデル撮影会など、大人から子どもまで一日いても飽きない楽しい催しがいっぱい用意してあります。

町内全域がれんげの絨毯に敷きつめられた玉穂町に、みなさんお揃いでお出掛けください。

勝沼町

## 藤切り祭り

平成17年5月8日(日)

(会場：大善寺( 東山梨郡勝沼町勝沼3559 ))



毎年5月8日に大善寺境内で行われる藤切り祭りは、修験道を開祖した役の小角が金峯山で大蛇を退治して土民の難を救ったという故事を継承しています。

祭りのなかでは、藤切り会式が行われ、人々を苦しめた大蛇を退治する物語が演じられます。

会式の最後には、大蛇に見立てた太く長い藤づるに修験者が登り、祈禱の後に刀で切り落とすと、地面に落ちた藤づるを参拝者達が群がって奪い合います。持ち帰った藤づるは天神に供えてその年の蚕の豊作を祈りましたが、現在では農作物の豊作、無病息災、開運ご利益を祈ります。



# 春らんまん、楽しさ満載 まつり・イベント

笛吹市

## 笛吹市桃の花まつり

平成17年4月1日(金)~17日(日)  
(会場:市内各所)



昨年10月12日、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町が合併して「笛吹市」が誕生しました。今年より「笛吹市桃の花まつり」として各地でイベントが開催されます。全国に誇る果樹生産地である笛吹市は、この季節、桃の花が咲き乱れ、まるでピンクの絨毯を敷きつめたような光景を楽しんでいただけます。そんな中を全国からのランナーが走る「桃の里マラソン大会」(4月10日一宮町)、御室山に幻想的な笈の形を浮かび上がらせる「笈方焼き」(4月1~5日春日居町)、第1回笛吹市みさか桃の花全国ゲートポール大会(4月6~7日御坂町)、そして笛吹市役所前の笛吹川河川敷では、川中島合戦、戦国絵巻(4月17日石和町)がくりひろげられます。笛吹市桃の花まつりの一部をご紹介します。桜見学のすばらしいスポットも多数あります。ぜひ笛吹市にお越しください。

身延町

## しもべおんせんまつり

平成17年5月21日(土)~22日(日)  
(会場:下部温泉郷)



昨年まで「下部温泉かくし湯まつり」として県内外に親しまれてきましたが、内容をリニューアルし「しもべおんせんまつり」として、下部温泉郷内のリバーサイドパークや温泉街を会場に2日間にわたり行われます。1日目は、大道芸、太鼓の競演、よさこいソーラン風林火山チームの踊りが会場を盛り上げ、夜7時からは松葉杖供養祭や花火の打ち上げが行われます。松葉杖供養祭は甲斐の国守・藤原朝臣貞夫が次男の病を治した熊野三社大権現を祀って創建したと伝えられ、以来、湯治の神様として参詣者が絶えず、温泉で傷を癒し不要になった松葉杖を奉納する習わしが生まれました。松葉杖を供養する全国でも珍しいお祭りです。2日目は、熊野神社を会場に神楽が奉納されます。伝統的に下部温泉に伝わる神楽で天尊降臨から始まり大蛇(おろち)退治等楽しい場面がいっぱいです。

鳴沢村

## 鳴沢つつじ祭り

平成17年4月23日(土)~29日(祝)  
(会場:道の駅なるさわ)



道の駅「なるさわ」付近、富士山の樹海の赤松林に、ミツバツツジ群(約1000株5000本)が自生しています。ミツバツツジは、葉より先に薄紫色の華麗な花をつけるツツジで、4月中旬頃から2週間ほど楽しめます。毎年4月下旬に開催される「鳴沢つつじ祭り」は富士北麓の遅い春を告げるミツバツツジを觀賞し、村の春を満喫してもらおうというイベントです。祭りの期間中の土・日・祭日は特産品などの屋台も出店され、甘酒の無料サービスも行われます。また、ツツジの群生する赤松林内に整備された、ツツジいっぱいなるさわ富士山博物館自然探索路が無料開放されます。



# 市町村振興協会たより

平成17年度市町村アカデミー(市町村職員中央研修所)及び国際文化アカデミー(全国市町村国際文化研修所)の研修について

## 1 はじめに

### 市町村アカデミー

市町村アカデミーは、市町村職員の中央研修機関として、昭和62年10月に開講(千葉県)。平成17年度は、「専門実務研修課程」、「自治政策課題研修課程」、「情報政策研修課程」及び「特別セミナー」において、全60科目実施される。

### 国際文化アカデミー

国際文化アカデミーは、市町村職員等の国際化対応能力の向上を図ることを目的とし、平成5年4月に開講(滋賀県)。平成15年に開講10周年を迎え、これまでの国際化対応能力の向上を図る研修に加え、市町村振興に関し必要な研修を総合的に実施。平成17年度は、「国際文化系研修」、「政策実務系研修」、「情報技術系研修」及び「特別セミナー」において、全64科目実施される。

## 2 平成17年度の特徴

### 市町村アカデミー

市町村アカデミーの研修は、4日、8日、10日間の日程で実施(特別セミナーは2日)されているが、新たに、助役・課長ら幹部職員を対象とした3日間の短期研修「変革の時代の自治体幹部」が実施される。

その他、新設される科目は、人口減少時代を迎える社会経済状況を踏まえた政策立案を狙いとした「人口減少時代の政策企画」、行政コスト分析や民間資金活用による社会資本整備(PFI)アウトソーシング、指定管理者制度などの活用を学ぶ「新手法による住民サービスの運営改革」、合併後の市町村の行政運営に焦点を当てた「合併とこれからの市町村行政」等が新設される。(詳細については平成17年1月31日付けで各市町村に送付されている「平成17年度研修計画」を参照)

#### 主な科目

専門実務研修課程...「法令実務」「人事管理事務」「財政運営」「住民税課税事務」「市町村税徴収事務」等  
自治政策課題研修課程...「変革の時代の自治体幹部」「人口減少時代の政策企画」「新手法による住民サービスの運営改革」等  
情報政策研修課程...「電子自治体のトップマネジメント(CIO養成)」「電子自治体時代の情報政策」等

### 国際文化アカデミー

昨年度同様、国際文化系研修及び政策実務系研修の一部の科目において海外研修が実施される。

また、国際文化系研修において「実用英語コース」が3回実施されるが、その内1回を、「窓口対応スキルアップコース」として、庁舎案内、諸手続の説明等を想定し、市町村役場等を訪れる外国人の方に対し、英語で対応することができる職員の育成に重点をおいた研修とする。

その他、市町村振興に必要な研修をさらに充実し、市町村アカデミーとの共同実施科目も8科目実施される。(詳細については平成16年11月19日付けで各市町村に送付されている「平成17年度募集要綱」を参照)

なお、海外研修を実施する科目及び市町村アカデミーとの共同実施科目については以下のとおり。

#### 海外研修を実施する科目

国際文化系研修...「国際総合Aコース」「国際総合Cコース」「中国派遣コース」「韓国派遣コース」「東南アジア派遣コース」  
政策実務系研修...「まちづくり:ユニバーサルデザイン」  
市町村アカデミーとの共同実施科目  
政策実務系研修...「はばたけ女性リーダー」「法令実務」「住民税課税事務」「固定資産税課税事務(土地)」「固定資産税課税事務(家屋)」「市町村税徴収事務」「介護保険事務」「選挙事務」

## 3 助成金制度

本協会では、両アカデミーの研修経費について、次のとおり助成措置を講じている。

市町村アカデミーについては、研修期間ごとに助成措置を講じている(受講経費の約1/2)。

3日間.....8,000円  
4日間.....10,000円  
8日間.....20,000円  
10日間.....24,000円

国際文化アカデミーについては、研修経費の1/2の助成措置を講じている。ただし、研修に要する経費のうち、特別交付税により財政措置される経費を除いた額とする。

両アカデミーとも、市町村長及び市町村議会議員を対象とした特別セミナーについては全額助成とする。

市町村職員中央研修所(通称:市町村アカデミー)  
TEL 043-276-3737 FAX 043-276-5250  
URL <http://www.jamp.gr.jp/>

全国市町村国際文化研修所(通称:国際文化アカデミー)  
TEL 077-578-5931 FAX 077-578-5905  
URL <http://www.jiam.jp>

### 問い合わせ

(財)山梨県市町村振興協会

TEL 055-237-3153 FAX 055-237-5788 URL <http://www.ympa.or.jp/>

# はつらつ!! 市町村職員



福島 優子  
さん(昭和町)

Yuko Fukushima



私は将来の夢の一つとして公務員になることを考えてきました。その夢が叶い、平成16年4月、昭和町役場に採用され総務課で勤務するようになってから、1年が経とうとしています。現在は、良き上司、先輩や同期に恵まれた環境の中で、先輩方のご指導の下、一日も早く一人前の公務員と成れるよう努力しているところです。

総務課は職員の方々に関係する仕事や、さまざまなお客様をご案内する機会が多いので、身だしなみに気をつけ、笑顔でいるよう心がけています。今年度は新人という立場から温かく見守っていただきましたが、4月からは2年目となりますので、甘えをなくし新たな気持ちで仕事に励んでいこうと気を引き締めています。

また、住民の方々あつての公務員ですので、住民の皆様のお役に立てる職員と成れるよう日々努力していきたいと思ひます。職場の方々はじめ多くの人に支えられているということを忘れることなく仕事に励み、公私共に充実させ、これからの人生を実り多いものにしていけたらと考えています。

## AFTER NOTES

### 編集後記

今回の特集では、移行期限が迫る「指定管理者制度」を取り上げた。公の施設における業務内容やサービス形態は、それぞれに異なることから、制度の導入については、試行錯誤を重ねている団体もあるのではないかと思う。掲載事例が検討の一助となれば幸いである。お忙しい中執筆をいただいた皆様に、心から感謝申し上げます。



## 信玄公祭り

信玄公祭りは県下最大のお祭りとして知られており、なかでも4月9日に行われる甲州軍団出陣は、信玄公とその重臣24将の武者軍団が出陣する様子を再現したものです。

桜の花が咲き誇る春、甲府盆地は四百年の時をこえ、一気に戦国時代にタイムスリップし一大戦国絵巻が繰り広げられます。

この信玄公祭りには一般の方が参加することもできます。詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ先

(社)山梨県観光物産連盟 055-231-2722